
健康保険法

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。

《全改》平 14 法 102

《1条削除》平 14 法 102

《1条削除》平 11 法 160

(基本的理念)

第2条 健康保険制度については、これが医療保険制度の基本をなすものであることにかんがみ、高齢化の進展、疾病構造の変化、社会経済情勢の変化等に対応し、その他の医療保険制度及び後期高齢者医療制度並びにこれらに密接に関連する制度と併せてその在り方に関して常に検討が加えられ、その結果に基づき、医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化並びに国民が受ける医療の質の向上を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(定義)

第3条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

1. 船員保険の被保険者(船員保険法(昭和14年法律第73号)第19条ノ3の規定による被保険者を除く。)
2. 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの(イに掲げる者にあつては1月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。)

イ 日々雇い入れられる者

ロ 2月以内の期間を定めて使用される者

3. 事業所又は事務所(第88条第1項及び第89条第1項を除き、以下単に「事業所」という。)で所在地が一定しないものに使用される者
4. 季節的業務に使用される者(継続して4月を超えて使用されるべき場合を除く。)

5. 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6月を超えて使用されるべき場合を除く。)
6. 国民健康保険組合の事業所に使用される者
7. 後期高齢者医療の被保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第50条の規定による被保険者をいう。)及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの(以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。)
8. 社会保険庁長官、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。)

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として社会保険庁長官の承認を受けたものは、この限りでない。

1. 適用事業所において、引き続き2月間に通算して26日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。
2. 任意継続被保険者であるとき。
3. その他特別の理由があるとき。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

3 この法律において「適用事業所」とは、次の各号のいずれかに該当する事業所をいう。

1. 次に掲げる事業の事業所であつて、常時5人以上の従業員を使用するもの
 - イ 物の製造、加工、選別、包装、修理又は解体の事業
 - ロ 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
 - ハ 鉱物の採掘又は採取の事業
 - ニ 電気又は動力の発生、伝導又は供給の事業
 - ホ 貨物又は旅客の運送の事業
 - ヘ 貨物積卸しの事業
 - ト 焼却、清掃又はとさつの事業
 - チ 物の販売又は配給の事業

リ 金融又は保険の事業

ヌ 物の保管又は賃貸の事業

ル 媒介周旋の事業

ロ 集金、案内又は広告の事業

ハ 教育、研究又は調査の事業

カ 疾病の治療、助産その他医療の事業

コ 通信又は報道の事業

ク 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める社会福祉事業及び更生保護事業法(平成7年法律第86号)に定める更生保護事業

2. 前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所であつて、常時従業員を使用するもの

《全改》平 14 法 102

4 この法律において「任意継続被保険者」とは、適用事業所に使用されなくなったため、又は第1項ただし書に該当するに至ったため被保険者(日雇特例被保険者を除く。)の資格を喪失した者であつて、喪失の日の前日まで継続して2月以上被保険者(日雇特例被保険者、任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつたもののうち、保険者に申し出て、継続して当該保険者の被保険者となつた者をいう。ただし、船員保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

5 この法律において「報酬」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

《全改》平 14 法 102

6 この法律において「賞与」とは、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が、労働の対償として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいう。

《追加》平 14 法 102

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者は、この限りでない。

1. 被保険者(日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。)の直系尊属、配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、子、孫及び弟妹であって、主としてその被保険者により生計を維持するもの
2. 被保険者の三親等内の親族で前号に掲げる者以外のものであって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
3. 被保険者の配偶者で届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものの父母及び子であって、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの
4. 前号の配偶者の死亡後におけるその父母及び子であって、引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持するもの

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

8 この法律において「日雇労働者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

1. 臨時に使用される者であって、次に掲げるもの(同一の事業所において、イに掲げる者にあつては1月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる所定の期間を超え、引き続き使用されるに至った場合(所在地の一定しない事業所において引き続き使用されるに至った場合を除く。)を除く。)
 - イ 日々雇い入れられる者
 - ロ 2月以内の期間を定めて使用される者
2. 季節的業務に使用される者(継続して4月を超えて使用されるべき場合を除く。)
3. 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6月を超えて使用されるべき場合を除く。)

《全改》平 14 法 102

9 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、日雇労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、3月を超える期間ごとに受けるものは、この限りでない。

《全改》平 14 法 102

10 この法律において「共済組合」とは、法律によって組織された共済組合をいう。

《全改》平 14 法 102

《17条削除》平 14 法 102

第2章 保険者

《章名改正》平 14 法 102

- 第1節 通 則 (第4条～第7条)
- 第2節 全国健康保険協会 (第7条の2～第7条の42)
- 第3節 健康保険組合 (第8条～第30条)

最初・第2章

第1節 通 則

《節名追加》平 14 法 102

(保険者)

第4条 健康保険(日雇特例被保険者の保険を除く。)の保険者は、全国健康保険協会及び健康保険組合とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(全国健康保険協会管掌健康保険)

第5条 全国健康保険協会は、健康保険組合の組合員でない被保険者(日雇特例被保険者を除く。次節、第51条の2、第63条第3項第2号、第150条第1項、第172条第3号、第10章及び第11章を除き、以下本則において同じ。)の保険を管掌する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 前項の規定により全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額及び標準賞与額の決定並びに保険料の徴収(任意継続被保険者に係るものを除く。)並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

《全改》平 18 法 083

(組合管掌健康保険)

第6条 健康保険組合は、その組合員である被保険者の保険を管掌する。

《追加》平 14 法 102

(2以上の事業所に使用される者の保険者)

第7条 同時に2以上の事業所に使用される被保険者の保険を管掌する者は、第5条第1項及び前条の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによる。

《追加》平 14 法 102

最初・第2章

第2節 全国健康保険協会

《1節追加》平 18 法 083

(設立及び業務)

第7条の2 健康保険組合の組合員でない被保険者(以下この節において単に「被保険者」という。)に係る健康保険事業を行うため、全国健康保険協会(以下「協会」という。)を設ける。

《追加》平 18 法 083

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

1. 第4章の規定による保険給付及び第5章第3節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付に関する業務
2. 第6章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務
3. 前2号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であって **第5条**第2項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの
4. 第1号及び第2号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であって **第123条**第2項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの
5. 前各号に掲げる業務に附帯する業務

《追加》平 18 法 083

3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)及び同法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に関する業務を行う。

《追加》平 18 法 083

(法人格)

第7条の3 協会は、法人とする。

《追加》平 18 法 083

(事務所)

第7条の4 協会は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所(以下「支部」という。)を各都道府県に設置する。

《追加》平 18 法 083

2 協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

《追加》平 18 法 083

(資本金)

第7条の5 協会の資本金は、健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号。以下「改正法」という。)附則 **第 18 条**第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

《追加》平 18 法 083

(定款)

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 事務所の所在地
4. 役員に関する事項
5. 運営委員会に関する事項
6. 評議会に関する事項
7. 保健事業に関する事項
8. 福祉事業に関する事項
9. 資産の管理その他財務に関する事項
10. その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

《追加》平 18 法 083

2 前項の定款の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

《追加》平 18 法 083

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

《追加》平 18 法 083

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

《追加》平 18 法 083

(登記)

第7条の7 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

《追加》平 18 法 083

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

《追加》平 18 法 083

(名称)

第7条の8 協会でない者は、全国健康保険協会という名称を用いてはならない。

《追加》平 18 法 083

(役員)

第7条の9 協会に、役員として、理事長1人、理事5人以内及び監事2人を置く。

《追加》平 18 法 083

(役員職務)

第7条の10 理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。

《追加》平 18 法 083

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

《追加》平 18 法 083

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の業務を執行することができる。

《追加》平 18 法 083

4 監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。

《追加》平 18 法 083

(役員任命)

第7条の11 理事長及び監事は、厚生労働大臣が任命する。

《追加》平 18 法 083

2 厚生労働大臣は、前項の規定により理事長を任命しようとするときは、あらかじめ、**第7条の18**第1項に規定する運営委員会の意見を聴かなければならない。

《追加》平 18 法 083

3 理事は、理事長が任命する。

《追加》平 18 法 083

4 理事長は、前項の規定により理事を任命したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

《追加》平 18 法 083

(役員任期)

第7条の12 役員任期は3年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

《追加》平 18 法 083

2 役員は、再任されることできる。

《追加》平 18 法 083

(役員欠格条項)

第7条の13 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることできない。

《追加》平 18 法 083

(役員解任)

第7条の14 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

《追加》平 18 法 083

2 厚生労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

1. 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反があるとき。

《追加》平 18 法 083

3 理事長は、前項の規定により理事を解任したときは、遅滞なく、厚生労働大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

《追加》平 18 法 083

(役員兼職禁止)

第7条の15 役員(非常勤の者を除く。)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

《追加》平 18 法 083

(代表権の制限)

第7条の16 協会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

《追加》平 18 法 083

(代理人の選任)

第7条の 17 理事長は、理事又は職員のうちから、協会の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

《追加》平 18 法 083

(運営委員会)

第7条の 18 事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下この節において同じ。)及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

《追加》平 18 法 083

2 運営委員会の委員は、9人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

《追加》平 18 法 083

3 前項の委員の任期は、2年とする。

《追加》平 18 法 083

4 **第7条の 12** 第1項ただし書及び第2項の規定は、運営委員会の委員について準用する。

《追加》平 18 法 083

(運営委員会の職務)

第7条の 19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

1. 定款の変更
2. **第7条の 22** 第2項に規定する運営規則の変更
3. 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
4. 重要な財産の処分又は重大な債務の負担
5. **第7条の 35** 第2項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更
6. その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

《追加》平 18 法 083

2 前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

《追加》平 18 法 083

3 前2項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《追加》平 18 法 083

(委員の地位)

第7条の20 運営委員会の委員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

《追加》平 18 法 083

(評議会)

第7条の21 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

《追加》平 18 法 083

2 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所(第34条第1項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。)の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長(以下「支部長」という。)が委嘱する。

《追加》平 18 法 083

(運営規則)

第7条の22 協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

《追加》平 18 法 083

2 理事長は、運営規則を変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に届け出なければならない。

《追加》平 18 法 083

(職員の任命)

第7条の23 協会の職員は、理事長が任命する。

《追加》平 18 法 083

(役員及び職員の公務員たる性質)

第7条の24 第7条の20の規定は、協会の役員及び職員について準用する。

《追加》平 18 法 083

(事業年度)

第7条の25 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

《追加》平 18 法 083

(企業会計原則)

第7条の26 協会の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

《追加》平 18 法 083

(事業計画等の認可)

第7条の27 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

《追加》平 18 法 083

(財務諸表等)

第7条の 28 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月 31 日までに完結しなければならない。

《追加》平 18 法 083

2 協会は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書(以下「事業報告書等」という。)を添え、監事及び次条第2項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完結後2月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

《追加》平 18 法 083

3 財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務及び事業の状況を示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるものを記載しなければならない。

《追加》平 18 法 083

4 協会は、第2項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び事業報告書等並びに同項の監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

《追加》平 18 法 083

(会計監査人の監査)

第7条の 29 協会は、財務諸表及び事業報告書等について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

《追加》平 18 法 083

2 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

《追加》平 18 法 083

3 会計監査人は、公認会計士(公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 16 条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人でなければならない。

《追加》平 18 法 083

4 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

《追加》平 18 法 083

5 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第2項の承認の時までとする。

《追加》平 18 法 083

6 厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
2. 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
3. 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

《追加》平 18 法 083

(各事業年度に係る業績評価)

第7条の 30 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。

《追加》平 18 法 083

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

《追加》平 18 法 083

(借入金)

第7条の 31 協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

《追加》平 18 法 083

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

《追加》平 18 法 083

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、1年以内に償還しなければならない。

《追加》平 18 法 083

(債務保証)

第7条の 32 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和 21 年法律第 24 号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、その業務の円滑な運営に必要があると認めるときは、前条の規定による協会の短期借入金に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

《追加》平 18 法 083

(資金の運用)

第7条の33 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

《追加》平 18 法 083

(重要な財産の処分)

第7条の34 協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《追加》平 18 法 083

(役員の報酬等)

第7条の35 協会の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

《追加》平 18 法 083

2 協会は、その役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

《追加》平 18 法 083

(職員の給与等)

第7条の36 協会の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮されるものでなければならない。

《追加》平 18 法 083

2 協会は、その職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

《追加》平 18 法 083

(秘密保持義務)

第7条の37 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、健康保険事業に関して職務上知り得た秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。

《追加》平 18 法 083

2 前項の規定は、協会の運営委員会の委員又は委員であった者について準用する。

《追加》平 18 法 083

(報告の徴収等)

第7条の38 厚生労働大臣は、協会について、必要があると認めるときは、その事業及び財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員をして協会の事務所に立ち入って関係者に質問させ、若しくは実地にその状況を検査させることができる。

《追加》平 18 法 083

2 前項の規定によって質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

《追加》平 18 法 083

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

《追加》平 18 法 083

(監督)

第7条の 39 厚生労働大臣は、協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が法令、定款若しくは厚生労働大臣の処分違反していると認めるとき、確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分し、その他協会の事業若しくは財産の管理若しくは執行が著しく適正を欠くと認めるとき、又は協会の役員がその事業若しくは財産の管理若しくは執行を明らかに怠っていると認めるときは、期間を定めて、協会又はその役員に対し、その事業若しくは財産の管理若しくは執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

《追加》平 18 法 083

2 協会又はその役員が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、協会に対し、期間を定めて、当該違反に係る役員の全部又は一部の解任を命ずることができる。

《追加》平 18 法 083

3 協会が前項の命令に違反したときは、厚生労働大臣は、同項の命令に係る役員を解任することができる。

《追加》平 18 法 083

(解散)

第7条の 40 協会の解散については、別に法律で定める。

《追加》平 18 法 083

(厚生労働省令への委任)

第7条の 41 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、協会の財務及び会計その他協会に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《追加》平 18 法 083

(財務大臣との協議)

第7条の 42 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

1. **第7条の 27**、**第7条の 31** 第1項若しくは第2項ただし書又は **第7条の 34** の規定による認可をしようとするとき。
2. 前条の規定により厚生労働省令を定めようとするとき。

第3節 健康保険組合

《追加》平 14 法 102

(組織)

第8条 健康保険組合は、適用事業所の事業主、その適用事業所に使用される被保険者及び任意継続被保険者をもって組織する。

《追加》平 14 法 102

(法人格)

第9条 健康保険組合は、法人とする。

《追加》平 14 法 102

2 健康保険組合の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

《追加》平 14 法 102

(名称)

第10条 健康保険組合は、その名称中に健康保険組合という文字を用いなければならない。

《追加》平 14 法 102

2 健康保険組合でない者は、健康保険組合という名称を用いてはならない。

《追加》平 14 法 102

(設立)

第11条 1又は2以上の適用事業所について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主は、当該1又は2以上の適用事業所について、健康保険組合を設立することができる。

《追加》平 14 法 102

2 適用事業所の事業主は、共同して健康保険組合を設立することができる。この場合において、被保険者の数は、合算して常時政令で定める数以上でなければならない。

《追加》平 14 法 102

第12条 適用事業所の事業主は、健康保険組合を設立しようとするときは、健康保険組合を設立しようとする適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意を得て、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《追加》平 14 法 102

2 2以上の適用事業所について健康保険組合を設立しようとする場合においては、前項の同意は、各適用事業所について得なければならない。

《追加》平 14 法 102

第 13 条 第 31 条第 1 項の規定による認可の申請と同時に健康保険組合の設立の認可の申請を行う場合にあつては、前 2 条中「適用事業所」とあるのは「適用事業所となるべき事業所」と、「被保険者」とあるのは「被保険者となるべき者」とする。

《追加》平 14 法 102

《1 条削除》平 14 法 102

第 14 条 厚生労働大臣は、1 又は 2 以上の適用事業所（第 31 条第 1 項の規定によるものを除く。）について常時政令で定める数以上の被保険者を使用する事業主に対し、健康保険組合の設立を命ずることができる。

《全改》平 14 法 102

2 前項の規定により健康保険組合の設立を命ぜられた事業主は、規約を作り、その設立について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《全改》平 14 法 102

（成立の時期）

第 15 条 健康保険組合は、設立の認可を受けた時に成立する。

《全改》平 14 法 102

（規約）

第 16 条 健康保険組合は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

1. 名称
2. 事務所の所在地
3. 健康保険組合の設立に係る適用事業所の名称及び所在地
4. 組合会に関する事項
5. 役員に関する事項
6. 組合員に関する事項
7. 保険料に関する事項
8. 準備金その他の財産の管理に関する事項

9. 公告に関する事項

10. 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

《全改》平 14 法 102

2 前項の規約の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

《全改》平 14 法 102

3 健康保険組合は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る規約の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならない。

《全改》平 14 法 102

(組合員)

第 17 条 健康保険組合が設立された適用事業所(以下「設立事業所」という。)の事業主及びその設立事業所に使用される被保険者は、当該健康保険組合の組合員とする。

《全改》平 14 法 102

2 前項の被保険者は、当該設立事業所に使用されなくなったときであっても、任意継続被保険者であるときは、なお当該健康保険組合の組合員とする。

《全改》平 14 法 102

(組合会)

第 18 条 健康保険組合に、組合会を置く。

《全改》平 14 法 102

2 組合会は、組合会議員をもって組織する。

《全改》平 14 法 102

3 組合会議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、被保険者である組合員において互選する。

《全改》平 14 法 102

(組合会の議決事項)

第 19 条 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

1. 規約の変更
2. 収入支出の予算
3. 事業報告及び決算

4. その他規約で定める事項

《全改》平 14 法 102

(組合会の権限)

第 20 条 組合会は、健康保険組合の事務に関する書類を検査し、理事若しくは監事の報告を請求し、又は事務の管理、議決の執行若しくは出納を検査することができる。

《全改》平 14 法 102

2 組合会は、組合会議員のうちから選任した者に、前項の組合会の権限に属する事項を行わせることができる。

《全改》平 14 法 102

(役員)

第 21 条 健康保険組合に、役員として理事及び監事を置く。

《全改》平 14 法 102

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は設立事業所の事業主の選定した組合会議員において、他の半数は被保険者である組合員の互選した組合会議員において、それぞれ互選する。

《全改》平 14 法 102

3 理事のうち1人を理事長とし、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、理事が選挙する。

《全改》平 14 法 102

4 監事は、組合会において、設立事業所の事業主の選定した組合会議員及び被保険者である組合員の互選した組合会議員のうちから、それぞれ1人を選挙する。

《全改》平 14 法 102

5 監事は、理事又は健康保険組合の職員と兼ねることができない。

《全改》平 14 法 102

《2条削除》平 14 法 102

(役員職務)

第 22 条 理事長は、健康保険組合を代表し、その業務を執行する。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、設立事業所の事業主の選定した組合会議員である理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。

《全改》平 14 法 102

2 健康保険組合の業務は、規約に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数により決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

《全改》平 14 法 102

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、健康保険組合の業務を執行することができる。

《全改》平 14 法 102

4 監事は、健康保険組合の業務の執行及び財産の状況を監査する。

《全改》平 14 法 102

(協会の役員及び職員の秘密保持義務に関する規定の準用)

第 22 条の2 第 7 条の 37 第 1 項の規定は、健康保険組合の役員及び職員について準用する。

《全改》平 18 法 083

(合併)

第 23 条 健康保険組合は、合併しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の4分の3以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《全改》平 14 法 102

2 合併によって健康保険組合を設立するには、各健康保険組合がそれぞれ組合会において役員又は組合会議員のうちから選任した設立委員が共同して規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

《全改》平 14 法 102

3 合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合は、合併により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

《全改》平 14 法 102

《1条削除》平 14 法 102

(分割)

第 24 条 健康保険組合は、分割しようとするときは、組合会において組合会議員の定数の4分の3以上の多数により議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《全改》平 14 法 102

2 健康保険組合の分割は、設立事業所の一部について行うことはできない。

《全改》平 14 法 102

3 分割を行う場合においては、分割により設立される健康保険組合の組合員となるべき被保険者又は分割後存続する健康保険組合の組合員である被保険者の数が、第 11 条第 1 項(健康保険組合を共同して設立している場合)にあつては、同条第 2 項)の政令で定める数以上でなければならない。

《全改》平 14 法 102

4 分割によって健康保険組合を設立するには、分割により設立される健康保険組合の設立事業所となるべき適用事業所の事業主が規約を作り、その他設立に必要な行為をしなければならない。

《全改》平 14 法 102

5 分割により設立された健康保険組合は、分割により消滅した健康保険組合又は分割後存続する健康保険組合の権利義務の一部を承継する。

《全改》平 14 法 102

6 前項の規定により承継する権利義務の限度は、分割の議決とともに議決し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《全改》平 14 法 102

(設立事業所の増減)

第 25 条 健康保険組合がその設立事業所を増加させ、又は減少させようとするときは、その増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意を得なければならない。

《全改》平 14 法 102

2 **第 31 条**第1項の規定による認可の申請があった事業所に係る設立事業所の増加に関する規約の変更の認可の申請を行う場合にあっては、前項中「被保険者」とあるのは、「被保険者となるべき者」とする。

《全改》平 14 法 102

3 第1項の規定により健康保険組合が設立事業所を減少させるときは、健康保険組合の被保険者である組合員の数が、設立事業所を減少させた後においても、**第 11 条**第1項(健康保険組合を共同して設立している場合にあっては、同条第2項)の政令で定める数以上でなければならない。

《全改》平 14 法 102

4 **第 12 条**第2項の規定は、第1項の被保険者の同意を得る場合について準用する。

《全改》平 14 法 102

(解散)

第 26 条 健康保険組合は、次に掲げる理由により解散する。

1. 組合会議員の定数の4分の3以上の多数による組合会の議決
2. 健康保険組合の事業の継続の不能
3. **第 29 条**第2項の規定による解散の命令

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 健康保険組合は、前項第1号又は第2号に掲げる理由により解散しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《全改》平 14 法 102

3 健康保険組合が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該健康保険組合は、設立事業所の事業主に対し、政令で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部を負担することを求めることができる。

《全改》平 14 法 102

4 協会は、解散により消滅した健康保険組合の権利義務を承継する。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

第 27 条 削除

《削除》平 18 法 083

(指定健康保険組合による健全化計画の作成)

第 28 条 健康保険事業の収支が均衡しない健康保険組合であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の指定を受けたもの(以下この条及び次条において「指定健康保険組合」という。)は、政令で定めるところにより、その財政の健全化に関する計画(以下この条において「健全化計画」という。)を定め、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

《全改》平 14 法 102

2 前項の承認を受けた指定健康保険組合は、当該承認に係る健全化計画に従い、その事業を行わなければならない。

《全改》平 14 法 102

3 厚生労働大臣は、第 1 項の承認を受けた指定健康保険組合の事業及び財産の状況により、その健全化計画を変更する必要があると認めるときは、当該指定健康保険組合に対し、期限を定めて、当該健全化計画の変更を求めることができる。

《全改》平 14 法 102

(報告の徴収等)

第 29 条 第 7 条の 38 及び 第 7 条の 39 の規定は、健康保険組合について準用する。この場合において、同条第 1 項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第 29 条第 1 項において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるものとする。

《全改》平 18 法 083

2 健康保険組合が前項において準用する 第 7 条の 39 第 1 項の規定による命令に違反したとき、又は前条第 2 項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第 3 項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定

健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるときは、厚生労働大臣は、当該健康保険組合の解散を命ずることができる。

《全改》平 18 法 083

(政令への委任)

第30条 この節に規定するもののほか、健康保険組合の管理、財産の保管その他健康保険組合に関して必要な事項は、政令で定める。

《全改》平 14 法 102

最初

第3章 被保険者

《章名追加》平 14 法 102

第1節 資格 (第31条～第39条)

第2節 標準報酬月額及び標準賞与額 (第40条～第47条)

第3節 届出等 (第48条～第51条の2)

最初・第3章

第1節 資格

《節名追加》平 14 法 102

(適用事業所)

第31条 適用事業所以外の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所とすることができる。

《全改》平 14 法 102

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者(被保険者となるべき者に限る。)の2分の1以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

《全改》平 14 法 102

第 32 条 適用事業所が、**第 3 条** 第 3 項各号に該当しなくなったときは、その事業所について前条第 1 項の認可があったものとみなす。

《全改》平 14 法 102

第 33 条 **第 31 条** 第 1 項の事業所の事業主は、厚生労働大臣の認可を受けて、当該事業所を適用事業所でなくすることができる。

《全改》平 14 法 102

2 前項の認可を受けようとするときは、当該事業所の事業主は、当該事業所に使用される者（被保険者である者に限る。）の4分の3以上の同意を得て、厚生労働大臣に申請しなければならない。

《全改》平 14 法 102

第 34 条 2以上の適用事業所の事業主が同一である場合には、当該事業主は、厚生労働大臣の承認を受けて、当該2以上の事業所を一の適用事業所とすることができる。

《全改》平 14 法 102

2 前項の承認があったときは、当該2以上の適用事業所は、適用事業所でなくなったものとみなす。

《全改》平 14 法 102

（資格取得の時期）

第 35 条 被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条から **第 38 条** までにおいて同じ。）は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日又は **第 3 条** 第 1 項ただし書の規定に該当しなくなった日から、被保険者の資格を取得する。

《全改》平 14 法 102

（資格喪失の時期）

第 36 条 被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日に更に前条に該当するに至ったときは、その日）から、被保険者の資格を喪失する。

1. 死亡したとき。
2. その事業所に使用されなくなったとき。
3. **第 3 条** 第 1 項ただし書の規定に該当するに至ったとき。
4. **第 33 条** 第 1 項の認可があったとき。

《全改》平 14 法 102

（任意継続被保険者）

第 37 条 **第 3 条**第 4 項の申出は、被保険者の資格を喪失した日から 20 日以内にしなければならない。ただし、保険者は、正当な理由があると認めるときは、この期間を経過した後の申出であっても、受理することができる。

《全改》平 14 法 102

2 **第 3 条**第 4 項の申出をした者が、初めて納付すべき保険料をその納付期日までに納付しなかったときは、同項の規定にかかわらず、その者は、任意継続被保険者とならなかったものとみなす。ただし、その納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときは、この限りでない。

《全改》平 14 法 102

《1 条削除》平 14 法 102

(任意継続被保険者の資格喪失)

第 38 条 任意継続被保険者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日(第 4 号から第 6 号までのいずれかに該当するに至ったときは、その日)から、その資格を喪失する。

1. 任意継続被保険者となった日から起算して 2 年を経過したとき。
2. 死亡したとき。
3. 保険料(初めて納付すべき保険料を除く。)を納付期日までに納付しなかったとき(納付の遅延について正当な理由があると保険者が認めたときを除く。)
4. 被保険者となったとき。
5. 船員保険の被保険者となったとき。
6. 後期高齢者医療の被保険者等となったとき。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《1 条削除》平 14 法 102

(資格の得喪の確認)

第 39 条 被保険者の資格の取得及び喪失は、保険者等(被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては社会保険庁長官、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては当該健康保険組合をいう。第 164 条第 2 項及び第 3 項、第 180 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 181 条第 1 項を除き、以下同じ。)の確認によって、その効力を生ずる。ただし、**第 36 条**第 4 号に該当したことによる被保険者の資格の喪失並びに任意継続被保険者の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 前項の確認は、第 48 条の規定による届出若しくは 第 51 条第 1 項の規定による請求により、又は職権で行うものとする。

《全改》平 14 法 102

3 第 1 項の確認については、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 3 章(第 12 条及び 第 14 条を除く。)の規定は、適用しない。

《全改》平 14 法 102

最初・第 3 章

第 2 節 標準報酬月額及び標準賞与額

《節名追加》平 14 法 102

《節名改正》平 14 法 102

(標準報酬月額)

第 40 条 標準報酬月額は、被保険者の報酬月額に基づき、次の等級区分(次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分)によって定める。

標準報酬月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第 1 級	58,000 円	63,000 円未満
第 2 級	68,000 円	63,000 円以上 73,000 円未満
第 3 級	78,000 円	73,000 円以上 83,000 円未満
第 4 級	88,000 円	83,000 円以上 93,000 円未満
第 5 級	98,000 円	93,000 円以上 101,000 円未満
第 6 級	104,000 円	101,000 円以上 107,000 円未満
第 7 級	110,000 円	107,000 円以上 114,000 円未満
第 8 級	118,000 円	114,000 円以上 122,000 円未満
第 9 級	126,000 円	122,000 円以上 130,000 円未満
第 10 級	134,000 円	130,000 円以上 138,000 円未満
第 11 級	142,000 円	138,000 円以上 146,000 円未満
第 12 級	150,000 円	146,000 円以上 155,000 円未満

第 13 級	160,000 円	155,000 円以上 165,000 円未満
第 14 級	170,000 円	165,000 円以上 175,000 円未満
第 15 級	180,000 円	175,000 円以上 185,000 円未満
第 16 級	190,000 円	185,000 円以上 195,000 円未満
第 17 級	200,000 円	195,000 円以上 210,000 円未満
第 18 級	220,000 円	210,000 円以上 230,000 円未満
第 19 級	240,000 円	230,000 円以上 250,000 円未満
第 20 級	260,000 円	250,000 円以上 270,000 円未満
第 21 級	280,000 円	270,000 円以上 290,000 円未満
第 22 級	300,000 円	290,000 円以上 310,000 円未満
第 23 級	320,000 円	310,000 円以上 330,000 円未満
第 24 級	340,000 円	330,000 円以上 350,000 円未満
第 25 級	360,000 円	350,000 円以上 370,000 円未満
第 26 級	380,000 円	370,000 円以上 395,000 円未満
第 27 級	410,000 円	395,000 円以上 425,000 円未満
第 28 級	440,000 円	425,000 円以上 455,000 円未満
第 29 級	470,000 円	455,000 円以上 485,000 円未満
第 30 級	500,000 円	485,000 円以上 515,000 円未満
第 31 級	530,000 円	515,000 円以上 545,000 円未満
第 32 級	560,000 円	545,000 円以上 575,000 円未満
第 33 級	590,000 円	575,000 円以上 605,000 円未満
第 34 級	620,000 円	605,000 円以上 635,000 円未満
第 35 級	650,000 円	635,000 円以上 665,000 円未満
第 36 級	680,000 円	665,000 円以上 695,000 円未満
第 37 級	710,000 円	695,000 円以上 730,000 円未満
第 38 級	750,000 円	730,000 円以上 770,000 円未満
第 39 級	790,000 円	770,000 円以上 810,000 円未満
第 40 級	830,000 円	810,000 円以上 855,000 円未満
第 41 級	880,000 円	855,000 円以上 905,000 円未満
第 42 級	930,000 円	905,000 円以上 955,000 円未満

第 43 級	980,000 円	955,000 円以上 1,005,000 円未満
第 44 級	1,030,000 円	1,005,000 円以上 1,055,000 円未満
第 45 級	1,090,000 円	1,055,000 円以上 1,115,000 円未満
第 46 級	1,150,000 円	1,115,000 円以上 1,175,000 円未満
第 47 級	1,210,000 円	1,175,000 円以上

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 毎年3月31日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が100分の1.5を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の9月1日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の3月31日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が100分の1を下回ってはならない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

3 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改正については、社会保障審議会の意見を聴くものとする。

《全改》平 14 法 102

(定時決定)

第41条 保険者等は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間(その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 16 法 104

《改正》平 18 法 083

2 前項の規定によって決定された標準報酬月額は、その年の9月から翌年の8月までの各月の標準報酬月額とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

3 第1項の規定は、6月1日から7月1日までの間に被保険者の資格を取得した者及び [第43条](#)又は [第43条の2](#)の規定により7月から9月までのいずれかの月から標準報酬月額を改定され、又は改定されるべき被保険者については、その年に限り適用しない。

[《全改》平14法102](#)

[《改正》平14法102](#)

[《改正》平16法104](#)

(被保険者の資格を取得した際の決定)

第42条 保険者等は、被保険者の資格を取得した者があるときは、次に掲げる額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

1. 月、週その他一定期間によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した日の現在の報酬の額をその期間の総日数で除して得た額の30倍に相当する額
2. 日、時間、出来高又は請負によって報酬が定められる場合には、被保険者の資格を取得した月前1月間に当該事業所で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した額
3. 前2号の規定によって算定することが困難であるものについては、被保険者の資格を取得した月前1月間に、その地方で、同様の業務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額
4. 前3号のうち2以上に該当する報酬を受ける場合には、それぞれについて、前3号の規定によって算定した額の合算額

[《全改》平14法102](#)

[《改正》平14法102](#)

[《改正》平18法083](#)

2 前項の規定によって決定された標準報酬月額は、被保険者の資格を取得した月からその年の8月(6月1日から12月31日までの間に被保険者の資格を取得した者については、翌年の8月)までの各月の標準報酬月額とする。

[《全改》平14法102](#)

[《改正》平14法102](#)

[《3条削除》平14法102](#)

(改定)

第43条 保険者等は、被保険者が現に使用される事業所において継続した3月間(各月とも、報酬支払の基礎となった日数が、17日以上でなければならない。)に受けた報酬の総額を3で除して得た額が、その者の標準報酬月

額の基礎となった報酬月額に比べて、著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額を報酬月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準報酬月額を改定することができる。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 16 法 104

《改正》平 18 法 083

2 前項の規定によって改定された標準報酬月額は、その年の8月(7月から12月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の8月)までの各月の標準報酬月額とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《18条削除》平 14 法 102

(育児休業等を終了した際の改定)

第43条の2 保険者等は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第2条第1号に規定する育児休業、同法第23条第1項の育児休業の制度に準ずる措置による休業又は政令で定める法令に基づく育児休業(以下「育児休業等」という。)を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。)において当該育児休業等に係る3歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、第41条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後3月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月があるときは、その月を除く。)に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。

《追加》平 16 法 104

《改正》平 16 法 104

《改正》平 18 法 083

2 前項の規定によって改定された標準報酬月額は、育児休業等終了日の翌日から起算して2月を経過した日の属する月の翌月からその年の8月(当該翌月が7月から12月までのいずれかの月である場合は、翌年の8月)までの各月の標準報酬月額とする。

《追加》平 16 法 104

(報酬月額の算定の特例)

第44条 保険者等は、被保険者の報酬月額が、第41条第1項、第42条第1項若しくは前条第1項の規定

によって算定することが困難であるとき、又は [第 41 条第 1 項](#)、[第 42 条第 1 項](#)、[第 43 条第 1 項](#)若しくは前条第 1 項の規定によって算定した額が著しく不当であると認めるときは、これらの規定にかかわらず、その算定する額を当該被保険者の報酬月額とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 16 法 104

《改正》平 18 法 083

2 前項の場合において、保険者が健康保険組合であるときは、同項の算定方法は、規約で定めなければならない。

《全改》平 14 法 102

3 同時に 2 以上の事業所で報酬を受ける被保険者について報酬月額を算定する場合には、各事業所について、[第 41 条第 1 項](#)、[第 42 条第 1 項](#)、[第 43 条第 1 項](#)若しくは前条第 1 項又は第 1 項の規定によって算定した額の合算額をその者の報酬月額とする。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 16 法 104

《13 条削除》平 14 法 102

(標準賞与額の決定)

第 45 条 保険者等は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに 1000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。ただし、その月に当該被保険者が受けた賞与によりその年度（毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）における標準賞与額の累計額が 540 万円（[第 40 条第 2 項](#)の規定による標準報酬月額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この項において同じ。）を超えることとなる場合には、当該累計額が 540 万円となるようその月の標準賞与額を決定し、その年度においてその月の翌月以降に受ける賞与の標準賞与額は零とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

2 [第 40 条第 3 項](#)の規定は前項の政令の制定又は改正について、前条の規定は標準賞与額の算定について準用する。

《全改》平 14 法 102

(現物給与の価額)

第46条 報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって、厚生労働大臣が定める。

《全改》平14法102

《改正》平14法102

2 健康保険組合は、前項の規定にかかわらず、規約で別段の定めをすることができる。

《全改》平14法102

(任意継続被保険者の標準報酬月額)

第47条 任意継続被保険者の標準報酬月額については、**第41条**から**第44条**までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額をもって、その者の標準報酬月額とする。

1. 当該任意継続被保険者が被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
2. 前年（1月から3月までの標準報酬月額については、前々年）の9月30日における当該任意継続被保険者の属する保険者が管掌する全被保険者の標準報酬月額を平均した額（健康保険組合が当該平均した額の範囲内においてその規約で定めた額があるときは、当該規約で定めた額）を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額

《全改》平14法102

《改正》平14法102

最初・第3章

第3節 届出等

《節名追加》平14法102

(届出)

第48条 適用事業所の事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格の取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を保険者等に届け出なければならない。

《全改》平14法102

《改正》平14法102

《改正》平18法083

(通知)

第49条 厚生労働大臣は、**第33条**第1項の規定による認可を行ったときは、その旨を当該事業主に通知するものとし、保険者等は、**第39条**第1項の規定による確認又は標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）の決定若しくは改定を行ったときは、その旨を当該事業主に通知しなければならない。

い。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 事業主は、前項の通知があったときは、速やかに、これを被保険者又は被保険者であった者に通知しなければならない。

《全改》平 14 法 102

3 被保険者が被保険者の資格を喪失した場合において、その者の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、事業主は、厚生労働大臣又は保険者等にその旨を届け出なければならない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

4 厚生労働大臣は、前項の届出があったときは、所在が明らかでない者について第 1 項の規定により事業主に通知した事項を公告するものとし、保険者等は、前項の届出があったときは、所在が明らかでない者について第 1 項の規定により事業主に通知した事項を公告しなければならない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

5 厚生労働大臣は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため第 1 項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告するものとし、保険者等は、事業所が廃止された場合その他やむを得ない事情のため同項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項を公告しなければならない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

第 50 条 保険者等は、**第 48 条**の規定による届出があった場合において、その届出に係る事実がないと認めるときは、その旨をその届出をした事業主に通知しなければならない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の通知について準用する。

《全改》平 14 法 102

(確認の請求)

第 51 条 被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、**第 39 条**第 1 項の規定による確認を請求することができる。

《追加》平 14 法 102

2 保険者等は、前項の規定による請求があった場合において、その請求に係る事実がないと認めるときは、その請求を却下しなければならない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(情報の提供等)

第 51 条の 2 社会保険庁長官は、協会に対し、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者の資格に関する事項、標準報酬に関する事項その他協会の業務の実施に関して必要な情報の提供を行うものとする。

《追加》平 18 法 083

最初

第4章 保険給付

第 1 節	通 則	(第 52 条～第 62 条)
第 2 節	療養の給付及び入院時食事療養費等の支給	(第 63 条～第 98 条)
第 3 節	傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給	(第 99 条～第 109 条)
第 4 節	家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給	(第 110 条～第 114 条)
第 5 節	高額療養費及び高額介護合算療養費の支給	(第 115 条・第 115 条の 2)
第 6 節	保険給付の制限	(第 116 条～第 122 条)

最初・第 4 章

第1節 通 則

(保険給付の種類)

第 52 条 被保険者に係るこの法律による保険給付は、次のとおりとする。

1. 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
2. 傷病手当金の支給
3. 埋葬料の支給

4. 出産育児一時金の支給
5. 出産手当金の支給
6. 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
7. 家族埋葬料の支給
8. 家族出産育児一時金の支給
9. 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(健康保険組合の付加給付)

第 53 条 保険者が健康保険組合である場合においては、前条各号に掲げる給付に併せて、規約で定めるところにより、保険給付としてその他の給付を行うことができる。

《追加》平 14 法 102

《3 条削除》平 14 法 102

(日雇特例被保険者に係る保険給付との調整)

第 54 条 被保険者に係る家族療養費(第 110 条第 7 項において準用する第 87 条第 1 項の規定により支給される療養費を含む。)、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(他の法令による保険給付との調整)

第 55 条 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは家族埋葬料の支給は、同一の疾病、負傷又は死亡について、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)、国家公務員災害補償法(昭和 26 年法律第 191 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、又は地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)若しくは同法に基づく条例の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 2 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 3 被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《1 条削除》平 14 法 102

(保険給付の方法)

- 第 56 条** 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給は、その都度、行わなければならない。第 100 条第 2 項（第 105 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による埋葬に要した費用に相当する金額の支給についても、同様とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 2 傷病手当金及び出産手当金の支給は、前項の規定にかかわらず、毎月一定の期日に行うことができる。

《全改》平 14 法 102

(損害賠償請求権)

- 第 57 条** 保険者は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価額（当該保険給付が療養の給付であるときは、当該療養の給付に要する費用の額から当該療養の給付に関し被保険者が負担しなければならない一部負担金に相当する額を控除した額。次条第 1 項において同じ。）の限度において、保険給付を受ける権利を有する者（当該給付事由が被保険者の被扶養者につ

いて生じた場合には、当該被扶養者を含む。次項において同じ。）が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

《全改》平 14 法 102

2 前項の場合において、保険給付を受ける権利を有する者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、保険者は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

《全改》平 14 法 102

《1 条削除》平 14 法 102

(不正利得の徴収等)

第 58 条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

《全改》平 14 法 102

2 前項の場合において、事業主が虚偽の報告若しくは証明をし、又は **第 63 条**第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関において診療に従事する **第 64 条**に規定する保険医若しくは **第 88 条**第 1 項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該事業主、保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

3 保険者は、**第 63 条**第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は **第 88 条**第 1 項に規定する指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によって療養の給付に関する費用の支払又は **第 85 条**第 5 項（**第 85 条**の 2 第 5 項及び**第 86 条**第 4 項において準用する場合を含む。）、**第 88 条**第 6 項（**第 111 条**第 3 項において準用する場合を含む。）若しくは **第 110 条**第 4 項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関若しくは保険薬局又は指定訪問看護事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせることができる。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(文書の提出等)

第 59 条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。**第 121 条**において同じ。）に対し、文書その他

の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

《全改》平 14 法 102

《10 条削除》平 14 法 102

(診療録の提示等)

第 60 条 厚生労働大臣は、保険給付を行うにつき必要があると認めるときは、医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者に対し、その行った診療、薬剤の支給又は手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

《全改》平 14 法 102

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該保険給付に係る診療、調剤又は **第 88 条** 第 1 項に規定する指定訪問看護の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

3 **第 7 条** の **38** 第 2 項の規定は前 2 項の規定による質問について、同条第 3 項の規定は前 2 項の規定による権限について準用する。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(受給権の保護)

第 61 条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

《全改》平 14 法 102

(租税その他の公課の禁止)

第 62 条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

《全改》平 14 法 102

最初・第 4 章

第 2 節 療養の給付及び入院時食事療養費等の支給

《節名追加》平 14 法 102

第 1 款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外 (第 63 条～第 87 条)

併用療養費及び療養費の支給

第2款	訪問看護療養費の支給	(第88条～第96条)
第3款	移送費の支給	(第97条)
第4款	補則	(第98条)

最初・第4章・第2節

第1款 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び療養費の支給

《款名追加》平14法102

《款名改正》平18法083

(療養の給付)

第63条 被保険者の疾病又は負傷に関しては、次に掲げる療養の給付を行う。

1. 診察
2. 薬剤又は治療材料の支給
3. 処置、手術その他の治療
4. 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
5. 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

《全改》平14法102

《改正》平18法083

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

1. 食事の提供である療養であって前項第5号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であって、当該療養を受ける際、65歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）
2. 次に掲げる療養であって前項第5号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）
 - イ 食事の提供である療養
 - ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養

3. 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）
4. 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）

《全改》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 3 第 1 項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
 1. 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第 65 条の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
 2. 特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該保険者が指定したもの
 3. 健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局

《全改》平 14 法 102

- 4 第 1 項の給付（厚生労働大臣が定める療養に係るものを除く。）は、介護保険法 第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養施設サービスを行う同法 第 8 条第 26 項に規定する療養病床等に入院している者については、行わない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 17 法 077

（保険医又は保険薬剤師）

- 第 64 条** 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならない。

《全改》平 14 法 102

（保険医療機関又は保険薬局の指定）

- 第 65 条** 第 63 条第 3 項第 1 号の指定は、政令で定めるところにより、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の申請により行う。

《全改》平 14 法 102

- 2 前項の場合において、その申請が病院又は病床を有する診療所に係るものであるときは、当該申請は、医療法第 7 条第 2 項に規定する病床の種別（第 4 項第 2 号及び次条第 1 項において単に「病床の種別」という。）ごとにその数を定めて行うものとする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 084

- 3 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第 63 条第 3 項第 1 号の指定をしないことができる。

1. 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、この法律の規定により保険医療機関又は保険薬局に係る第 63 条第 3 項第 1 号の指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しないものであるとき。
2. 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険給付に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第 73 条第 1 項（第 85 条第 9 項、第 85 条の 2 第 5 項、第 86 条第 4 項、第 110 条第 7 項及び第 149 条において準用する場合を含む。）の規定による指導を受けたものであるとき。
3. 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
4. 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
5. 前各号のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、保険医療機関又は保険薬局として著しく不相当と認められるものであるとき。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 4 厚生労働大臣は、第 2 項の病院又は診療所について第 1 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その申請に係る病床の全部又は一部を除いて、第 63 条第 3 項第 1 号の指定を行うことができる。

1. 当該病院又は診療所の医師、歯科医師、看護師その他の従業者の人員が、医療法第 21 条第 1 項第 1 号又は第 2 項第 1 号に規定する厚生労働省令で定める員数を勘案して厚生労働大臣が定める基準により

算定した員数を満たしていないとき。

2. 当該申請に係る病床の種別に応じ、医療法 第7条の2 第1項に規定する地域における保険医療機関の病床数が、その指定により同法 第30条の4 第1項に規定する医療計画において定める基準病床数を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した数を超えることになると認める場合（その数を既に超えている場合を含む。）であって、当該病院又は診療所の開設者又は管理者が同法 第30条の11 の規定による都道府県知事の勧告を受け、これに従わないとき。
3. その他適正な医療の効率的な提供を図る観点から、当該病院又は診療所の病床の利用に関し、保険医療機関として著しく不適當なところがあると認められるとき。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 084

（保険医療機関の指定の変更）

第 66 条 前条第 2 項の病院又は診療所の開設者は、第 63 条第 3 項第 1 号の指定に係る病床数の増加又は病床の種別の変更をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院又は診療所に係る同号の指定の変更を申請しなければならない。

《全改》平 14 法 102

- 2 前条第 4 項の規定は、前項の指定の変更の申請について準用する。

《全改》平 14 法 102

（地方社会保険医療協議会への諮問）

第 67 条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る第 63 条第 3 項第 1 号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、又は保険薬局に係る同号の指定をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。

《全改》平 14 法 102

《1 条削除》平 14 法 102

（保険医療機関又は保険薬局の指定の更新）

第 68 条 第 63 条第 3 項第 1 号の指定は、指定の日から起算して 6 年を経過したときは、その効力を失う。

《全改》平 14 法 102

- 2 保険医療機関（第 65 条第 2 項の病院及び診療所を除く。）又は保険薬局であって厚生労働省令で定めるものについては、前項の規定によりその指定の効力を失う日前 6 月から同日前 3 月までの間に、別段の申

出がないときは、同条第1項の申請があったものとみなす。

《全改》平14法102

(保険医療機関又は保険薬局のみなし指定)

第69条 診療所又は薬局が医師若しくは歯科医師又は薬剤師の開設したものであり、かつ、当該開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事している場合において、当該医師若しくは歯科医師又は薬剤師について第64条の登録があったときは、当該診療所又は薬局について、第63条第3項第1号の指定があったものとみなす。ただし、当該診療所又は薬局が、第65条第3項又は第4項に規定する要件に該当する場合であって厚生労働大臣が同号の指定があったものとみなすことが不適当と認められるときは、この限りでない。

《全改》平14法102

《改正》平18法083

(保険医療機関又は保険薬局の責務)

第70条 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第72条第1項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

2 保険医療機関又は保険薬局は、前項(第85条第9項、第85条の2第5項、第86条第4項、第110条第7項及び第149条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、船員保険法、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)(以下「この法律以外の医療保険各法」という。)による療養の給付並びに被保険者及び被扶養者の療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養及び保険外併用療養費に係る療養を担当するものとする。

《改正》平14法102

《改正》平18法083

《改正》平18法083

(保険医又は保険薬剤師の登録)

第71条 第64条の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請により行う。

2 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第64条の登録をしないことができる。

1. 申請者が、この法律の規定により保険医又は保険薬剤師に係る第64条の登録を取り消され、その取消

しの日から5年を経過しない者であるとき。

2. 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
3. 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
4. 前3号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不相当と認められる者であるとき。

《全改》平 18 法 083

- 3 厚生労働大臣は、保険医又は保険薬剤師に係る 第 64 条の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。
- 4 第 1 項又は第 2 項に規定するもののほか、保険医及び保険薬剤師に係る 第 64 条の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(保険医又は保険薬剤師の責務)

- 第 72 条** 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。
- 2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項(第 85 条第 9 項、第 85 条の 2 第 5 項、第 86 条第 4 項、第 110 条第 7 項及び第 149 条において準用する場合を含む。)の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に当たるものとする。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(厚生労働大臣の指導)

- 第 73 条** 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(一部負担金)

- 第 74 条** 第 63 条第 3 項の規定により保険医療機関又は保険薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を

受ける際、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該給付につき **第 76 条**第 2 項又は第 3 項の規定により算定した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関又は保険薬局に支払わなければならない。

1. 70 歳に達する日の属する月以前である場合 100 分の 30
2. 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合（次号に掲げる場合を除く。） 100 分の 20
3. 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合であって、政令で定めるところにより算定した報酬の額が政令で定める額以上であるとき 100 分の 30

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

《4 項削除》平 14 法 102

- 2 保険医療機関又は保険薬局は、前項の一部負担金（**第 75 条**の 2 第 1 項第 1 号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者と同一の注意をもってその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお療養の給付を受けた者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

第 75 条 前条第 1 項の規定により一部負担金を支払う場合においては、同項の一部負担金の額に 5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。

《改正》平 14 法 102

（一部負担金の額の特例）

第 75 条の 2 保険者は、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情がある被保険者であって、保険医療機関又は保険薬局に **第 74 条**第 1 項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の措置を採ることができる。

1. 一部負担金を減額すること。
2. 一部負担金の支払を免除すること。

3. 保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

《追加》平 18 法 083

2 前項の措置を受けた被保険者は、第 74 条第 1 項の規定にかかわらず、前項第 1 号の措置を受けた被保険者にあつてはその減額された一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うをもって足り、同項第 2 号又は第 3 号の措置を受けた被保険者にあつては一部負担金を保険医療機関又は保険薬局に支払うことを要しない。

《追加》平 18 法 083

3 前条の規定は、前項の場合における一部負担金の支払について準用する。

《追加》平 18 法 083

(療養の給付に関する費用)

第 76 条 保険者は、療養の給付に関する費用を保険医療機関又は保険薬局に支払うものとし、保険医療機関又は保険薬局が療養の給付に関し保険者に請求することができる費用の額は、療養の給付に要する費用の額から、当該療養の給付に関し被保険者が当該保険医療機関又は保険薬局に対して支払わなければならない一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。

3 保険者は、厚生労働大臣の認可を受けて、保険医療機関又は保険薬局との契約により、当該保険医療機関又は保険薬局において行われる療養の給付に関する第 1 項の療養の給付に要する費用の額につき、前項の規定により算定される額の範囲内において、別段の定めをすることができる。

《改正》平 18 法 083

4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があつたときは、第 70 条第 1 項及び第 72 条第 1 項の厚生労働省令並びに前 2 項の定めを照らして審査の上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）による社会保険診療報酬支払基金（第 88 条第 11 項において単に「基金」という。）又は国民健康保険法第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会（第 88 条第 11 項において「国保連合会」という。）に委託することができる。

《改正》平 18 法 083

6 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(薬価調査等についての厚生労働大臣の権限)

第 77 条 厚生労働大臣は、前条第 2 項の定めのうち薬剤に関する定めその他厚生労働大臣の定めを適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。

(保険医療機関又は保険薬局の報告等)

第 78 条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 [第 7 条の 38](#) 第 2 項及び [第 73 条](#) 第 2 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、[第 7 条の 38](#) 第 3 項の規定は前項の規定による権限について準用する。

《改正》平 18 法 083

(保険医療機関等の指定の辞退又は保険医等の登録の抹消)

第 79 条 保険医療機関又は保険薬局は、1 月以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 保険医又は保険薬剤師は、1 月以上の予告期間を設けて、その登録の抹消を求めることができる。

(保険医療機関又は保険薬局の指定の取消し)

第 80 条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医療機関又は保険薬局に係る [第 63 条](#) 第 3 項第 1 号の指定を取り消すことができる。

1. 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師が、[第 72 条](#) 第 1 項（[第 85 条](#) 第 9 項、[第 85 条](#) の 2 第 5 項、[第 86 条](#) 第 4 項、[第 110 条](#) 第 7 項及び [第 149 条](#) において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき（当該違反を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。
2. 前号のほか、保険医療機関又は保険薬局が、[第 70 条](#) 第 1 項（[第 85 条](#) 第 9 項、[第 85 条](#) の 2 第 5 項、[第 86 条](#) 第 4 項、[第 110 条](#) 第 11 項及び [第 149 条](#) において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。
3. 療養の給付に関する費用の請求又は [第 85 条](#) 第 5 項（[第 85 条](#) の 2 第 5 項及び [第 86 条](#) 第 4 項において準用する場合を含む。）若しくは [第 110 条](#) 第 4 項（これらの規定を [第 149 条](#) において準用する場合を含む。）

む。)の規定による支払に関する請求について不正があったとき。

4. 保険医療機関又は保険薬局が、[第78条](#)第1項([第85条](#)第9項、[第85条](#)の2第5項、[第86条](#)第4項、[第110条](#)第7項及び[第149条](#)において準用する場合を含む。次号において同じ。)の規定により報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
5. 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は従業者が、[第78条](#)第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき(当該保険医療機関又は保険薬局の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該保険医療機関又は保険薬局が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。)
6. この法律以外の医療保険各法による療養の給付若しくは被保険者若しくは被扶養者の療養又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養若しくは保険外併用療養費に係る療養に関し、前各号のいずれかに相当する事由があったとき。
7. 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
8. 保険医療機関又は保険薬局の開設者又は管理者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
9. 前各号に掲げる場合のほか、保険医療機関又は保険薬局の開設者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

《改正》平14法102

《改正》平18法083

《改正》平18法083

(保険医又は保険薬剤師の登録の取消し)

第81条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該保険医又は保険薬剤師に係る[第64条](#)の登録を取り消すことができる。

1. 保険医又は保険薬剤師が、[第72条](#)第1項([第85条](#)第9項、[第85条](#)の2第5項、[第86条](#)第4項、[第110条](#)第7項及び[第149条](#)において準用する場合を含む。)の規定に違反したとき。

2. 保険医又は保険薬剤師が、[第 78 条](#)第 1 項（[第 85 条](#)第 9 項、[第 85 条](#)の 2 第 5 項、[第 86 条](#)第 4 項、[第 110 条](#)第 7 項及び [第 149 条](#)において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、[第 78 条](#)第 1 項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
3. この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に関し、前 2 号のいずれかに相当する事由があったとき。
4. 保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
5. 保険医又は保険薬剤師が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
6. 前各号に掲げる場合のほか、保険医又は保険薬剤師が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

（社会保険医療協議会への諮問）

第 82 条 厚生労働大臣は、[第 70 条](#)第 1 項若しくは [第 72 条](#)第 1 項（これらの規定を [第 85 条](#)第 9 項、[第 85 条](#)の 2 第 5 項、[第 86 条](#)第 4 項、[第 110 条](#)第 7 項及び [第 149 条](#)において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は [第 63 条](#)第 2 項第 3 号若しくは第 4 号若しくは [第 76 条](#)第 2 項（これらの規定を [第 149 条](#)において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。ただし、[第 63 条](#)第 2 項第 3 号の定めのうち高度の医療技術に係るものについては、この限りでない。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 2 厚生労働大臣は、保険医療機関若しくは保険薬局に係る [第 63 条](#)第 3 項第 1 号の指定を行おうとするとき、若しくはその指定を取り消そうとするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る [第 64 条](#)の登録を取り消そうとするときは、政令で定めるところにより、地方社会保険医療協議会に諮問するものとする。

（処分に対する弁明の機会の付与）

第 83 条 厚生労働大臣は、保険医療機関に係る **第 63 条** 第 3 項第 1 号の指定をしないこととするとき、若しくはその申請に係る病床の全部若しくは一部を除いて指定（指定の変更を含む。）を行おうとするとき、若しくは保険薬局に係る同号の指定をしないこととするとき、又は保険医若しくは保険薬剤師に係る **第 64 条** の登録をしないこととするときは、当該医療機関若しくは薬局の開設者又は当該保険医若しくは保険薬剤師に対し、弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面で、弁明すべき日時、場所及びその事由を通知しなければならない。

（保険者が指定する病院等における療養の給付）

第 84 条 **第 63 条** 第 3 項第 2 号及び第 3 号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局において行われる療養の給付及び健康保険の診療又は調剤に関する準則については、**第 70 条** 第 1 項及び **第 72 条** 第 1 項の厚生労働省令の例による。

- 2 **第 63 条** 第 3 項第 2 号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者は、その給付を受ける際、**第 74 条** の規定の例により算定した額を、一部負担金として当該病院若しくは診療所又は薬局に支払わなければならない。ただし、保険者が健康保険組合である場合においては、規約で定めるところにより、当該一部負担金を減額し、又はその支払を要しないものとすることができる。
- 3 健康保険組合は、規約で定めるところにより、**第 63 条** 第 3 項第 3 号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養の給付を受ける者に、**第 74 条** の規定の例により算定した額の範囲内において一部負担金を支払わせることができる。

（入院時食事療養費）

第 85 条 被保険者（特定長期入院被保険者を除く。以下この条において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、**第 63 条** 第 3 項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第 1 項第 5 号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

《改正》平 18 法 083

- 2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。）を控除した額とする。

《改正》平 18 法 083

- 3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。
- 4 厚生労働大臣は、食事療養標準負担額を定めた後に食費の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

《改正》平 18 法 083

- 5 被保険者が 第 63 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該病院又は診療所に支払うべき食事療養に要した費用について、入院時食事療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院又は診療所に支払うことができる。
- 6 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し入院時食事療養費の支給があったものとみなす。
- 7 被保険者が 第 63 条第 3 項第 3 号に掲げる病院又は診療所から食事療養を受けた場合において、保険者がその被保険者の支払うべき食事療養に要した費用のうち入院時食事療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、入院時食事療養費の支給があったものとみなす。
- 8 第 63 条第 3 項各号に掲げる病院又は診療所は、食事療養に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。
- 9 第 63 条第 4 項、第 64 条、第 70 条第 1 項、第 72 条第 1 項、第 73 条、第 76 条第 3 項から第 6 項まで、第 78 条及び前条第 1 項の規定は、第 63 条第 3 項各号に掲げる病院又は診療所から受けた食事療養及びこれに伴う入院時食事療養費の支給について準用する。

(入院時生活療養費)

第 85 条の 2 特定長期入院被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第 63 条第 3 項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから同条第 1 項第 5 号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

《追加》平 18 法 083

- 2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第 51 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額及び同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額（所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者に

については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

《追加》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

3 厚生労働大臣は、前項の基準を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

《追加》平 18 法 083

4 厚生労働大臣は、生活療養標準負担額を定めた後に勘案又はしん酌すべき事項に係る事情が著しく変動したときは、速やかにその額を改定しなければならない。

《追加》平 18 法 083

5 第 63 条第 4 項、第 64 条、第 70 条第 1 項、第 72 条第 1 項、第 73 条、第 76 条第 3 項から第 6 項まで、第 78 条、第 84 条第 1 項及び前条第 5 項から第 8 項までの規定は、第 63 条第 3 項各号に掲げる病院又は診療所から受けた生活療養及びこれに伴う入院時生活療養費の支給について準用する。

《追加》平 18 法 083

(保険外併用療養費)

第 86 条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第 63 条第 3 項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局（以下「保険医療機関等」と総称する。）のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

《改正》平 16 法 104

《改正》平 18 法 083

2 保険外併用療養費の額は、第 1 号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第 2 号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第 3 号に掲げる額の合算額）とする。

1. 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき第 76 条第 2 項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第 74 条第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第 75 条の 2 第 1 項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

2. 当該食事療養につき第 85 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額

3. 当該生活療養につき前条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

《改正》平 18 法 083

《1 項削除》平 14 法 102

《8 項削除》平 18 法 083

3 厚生労働大臣は、前項第1号の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

《改正》平 18 法 083

《1 項削除》平 18 法 083

4 第 63 条第4項、第 64 条、第 70 条第1項、第 72 条第1項、第 73 条、第 76 条第3項から第6項まで、第 77 条、第 78 条、第 84 条第1項及び第 85 条第5項から第8項までの規定は、保険医療機関等から受けた評価療養及び選定療養並びにこれらに伴う保険外併用療養費の支給について準用する。

《改正》平 18 法 083

5 第 75 条の規定は、前項の規定により準用する第 85 条第5項の場合において第2項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について保険外併用療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(療養費)

第 87 条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

《改正》平 18 法 083

2 療養費の額は、当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）について算定した費用の額から、その額に第

74条第1項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額を控除した額及び当該食事療養又は生活療養について算定した費用の額から食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を控除した額を基準として、保険者が定める。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《1項削除》平 14 法 102

3 前項の費用の額の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては第 76 条第 2 項の費用の額の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第 85 条第 2 項の費用の額の算定、入院時生活療養費の支給を受けるべき場合においては第 85 条の 2 第 2 項の費用の額の算定、保険外併用療養費の支給を受けるべき場合においては前条第 2 項の費用の額の算定の例による。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

最初・第 4 章・第 2 節

第 2 款 訪問看護療養費の支給

《款追加》平 14 法 102

(訪問看護療養費)

第 88 条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第 26 項に規定する介護療養型医療施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

《改正》平 17 法 077

《改正》平 18 法 083

- 2 前項の訪問看護療養費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要と認める場合に限り、支給するものとする。
- 3 指定訪問看護を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、自己の選定する指定訪問看護事業者から受けるものとする。
- 4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額に **第 74 条** 第 1 項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について **第 75 条** の 2 第 1 項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

《改正》平 18 法 083

- 5 厚生労働大臣は、前項の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。
- 6 被保険者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、保険者は、その被保険者が当該指定訪問看護事業者に支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。
- 7 前項の規定による支払があったときは、被保険者に対し訪問看護療養費の支給があったものとみなす。
- 8 **第 75 条** の規定は、第 6 項の場合において第 4 項の規定により算定した費用の額から当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。
- 9 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、領収証を交付しなければならない。
- 10 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があったときは、第 4 項の定め及び **第 92 条** 第 2 項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。
- 11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

《改正》平 18 法 083

- 12 指定訪問看護は、**第 63 条** 第 1 項各号に掲げる療養に含まれないものとする。
- 13 前各項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関して必要な事項は、厚生

労働省令で定める。

(指定訪問看護事業者の指定)

第 89 条 前条第 1 項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、訪問看護事業を行う者の申請により、訪問看護事業を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）ごとに行う。

2 指定訪問看護事業者以外の訪問看護事業を行う者について、介護保険法 [第 41 条](#)第 1 項本文の規定による指定居宅サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。）の指定又は同法 [第 53 条](#)第 1 項本文の規定による指定介護予防サービス事業者（訪問看護事業を行う者に限る。次項において同じ。）の指定があったときは、その指定の際、当該訪問看護事業を行う者について、前条第 1 項の指定があったものとみなす。ただし、当該訪問看護事業を行う者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

《改正》平 17 法 077

3 介護保険法 [第 70 条](#)の 2 第 1 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の失効若しくは同法 [第 77 条](#)第 1 項若しくは [第 115 条](#)の 29 第 6 項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止又は同法 [第 115 条](#)の 8 第 1 項若しくは [第 115 条](#)の 29 第 6 項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の取消し若しくは効力の停止若しくは同法 [第 115 条](#)の 10 において準用する同法 [第 70 条](#)の 2 第 1 項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定の失効は、前項本文の規定により受けたものとみなされた前条第 1 項の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

《改正》平 17 法 077

4 厚生労働大臣は、第 1 項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の指定をしてはならない。

1. 申請者が地方公共団体、医療法人、社会福祉法人その他厚生労働大臣が定める者でないとき。
2. 当該申請に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者の知識及び技能並びに人員が、[第 92 条](#)第 1 項の厚生労働省令で定める基準及び同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていないとき。
3. 申請者が、[第 92 条](#)第 2 項（[第 111 条](#)第 3 項及び [第 149 条](#)において準用する場合を含む。）に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従って適正な指定訪問看護事業の運営をすることができないと認められるとき。
4. 申請者が、この法律の規定により指定訪問看護事業者に係る前条第 1 項の指定を取り消され、その取消の日から 5 年を経過しない者であるとき。

5. 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
6. 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
7. 前各号のほか、申請者が、指定訪問看護事業者として著しく不相当と認められる者であるとき。

《改正》平 18 法 083

(指定訪問看護事業者の責務)

第 90 条 指定訪問看護事業者は、**第 92 条**第 2 項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従い、訪問看護を受ける者の心身の状況等に応じて自ら適切な指定訪問看護を提供するものとする。

- 2 指定訪問看護事業者は、前項（**第 111 条**第 3 項及び **第 149 条**において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法による被保険者及び被扶養者の指定訪問看護並びに高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けることができる者の指定訪問看護を提供するものとする。

《改正》平 18 法 083

(厚生労働大臣の指導)

第 91 条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

(指定訪問看護の事業の運営に関する基準)

第 92 条 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、指定訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。
- 3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

(変更の届出等)

第 93 条 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定訪問看護の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(指定訪問看護事業者等の報告等)

第 94 条 厚生労働大臣は、訪問看護療養費の支給に関して必要があると認めるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者で

あった者（以下この項において「指定訪問看護事業者であった者等」という。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者（指定訪問看護事業者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 **第7条の38**第2項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について準用する。

《改正》平18法083

（指定訪問看護事業者の指定の取消し）

第95条 厚生労働大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定訪問看護事業者に係る

第88条第1項の指定を取り消すことができる。

1. 指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者について、**第92条**第1項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たすことができなくなったとき。
2. 指定訪問看護事業者が、**第92条**第2項（**第111条**第3項及び**第149条**において準用する場合を含む。）に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準に従って適正な指定訪問看護事業の運営をすることができなくなったとき。
3. **第88条**第6項（**第111条**第3項及び**第149条**において準用する場合を含む。）の規定による支払に関する請求について不正があったとき。
4. 指定訪問看護事業者が、前条第1項（**第111条**第3項及び**第149条**において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
5. 指定訪問看護事業者又は当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者が、前条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定訪問看護事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。）。

6. この法律以外の医療保険各法による被保険者若しくは被扶養者の指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律による療養の給付を受けることができる者の指定訪問看護に関し、第2号から前号までのいずれかに相当する事由があったとき。
7. 指定訪問看護事業者が、不正の手段により指定訪問看護事業者の指定を受けたとき。
8. 指定訪問看護事業者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
9. 指定訪問看護事業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当するに至ったとき。
10. 前各号に掲げる場合のほか、指定訪問看護事業者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(公示)

第 96 条 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

1. 指定訪問看護事業者の指定をしたとき。
2. [第 93 条](#)の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）があったとき。
3. 前条の規定により指定訪問看護事業者の指定を取り消したとき。

最初・第 4 章・第 2 節

第3款 移送費の支給

《款追加》平 14 法 102

第 97 条 被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

《改正》平 18 法 083

- 2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者が必要であると認める場合に限り、支給

するものとする。

第4款 補則

《節名改正》平 14 法 102

(被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合)

第 98 条 被保険者が資格を喪失し、かつ、日雇特例被保険者又はその被扶養者となった場合において、その資格を喪失した際に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、療養費に係る療養若しくは訪問看護療養費に係る療養又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス（同法 **第 41 条**第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。第 **129 条**第 2 項第 2 号において同じ。）、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス（同法 **第 8 条**第 1 項に規定する居宅サービスをいう。第 **129 条**第 2 項第 2 号及び **第 135 条**第 1 項において同じ。）若しくはこれに相当するサービス、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等（同法 **第 48 条**第 1 項に規定する指定施設サービス等をいう。第 **129 条**第 2 項第 2 号において同じ。）、特例施設介護サービス費に係る施設サービス（同法 **第 8 条**第 23 項に規定する施設サービスをいう。第 **129 条**第 2 項第 2 号及び **第 135 条**第 1 項において同じ。）、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス（同法 **第 53 条**第 1 項に規定する指定介護予防サービスをいう。第 **129 条**第 2 項第 2 号において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス（同法 **第 8 条**の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスをいう。第 **129 条**第 2 項第 2 号及び **第 135 条**第 1 項において同じ。）若しくはこれに相当するサービスのうち、療養に相当するものを受けているときは、当該疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき、当該保険者から療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給を受けることができる。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 17 法 077

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 2 前項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、行わない。

1. 当該疾病又は負傷について、次章の規定により療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは家族移送費の支給を受けることができるに至ったとき。
2. その者が、被保険者若しくは船員保険の被保険者若しくはこれらの者の被扶養者、国民健康保険の被保険者又は後期高齢者医療の被保険者等となったとき。
3. 被保険者の資格を喪失した日から起算して6月を経過したとき。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 3 第1項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは移送費の支給は、当該疾病又は負傷について、次章の規定により特別療養費（[第145条](#)第6項において準用する [第132条](#)の規定により支給される療養費を含む。）又は移送費若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 4 第1項の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給は、当該疾病又は負傷について、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

最初・第4章

第3節 傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金及び出産手当金の支給

（傷病手当金）

第99条 被保険者（任意継続被保険者を除く。第102条において同じ。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金として、1日につき、標準報酬日額（標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、5円以上10円未満の

端数があるときはこれを 10 円に切り上げるものとする。)をいう。第 102 条において同じ。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。)を支給する。

《改正》平 18 法 083

- 2 傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して 1 年 6 月を超えないものとする。

(埋葬料)

第 100 条 被保険者が死亡したときは、その者により生計を維持していた者であつて、埋葬を行うものに対し、埋葬料として、政令で定める金額を支給する。

《改正》平 18 法 083

- 2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者が不在の場合においては、埋葬を行った者に対し、同項の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

(出産育児一時金)

第 101 条 被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する。

(出産手当金)

第 102 条 被保険者が出産したときは、出産の日(出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日)以前 42 日(多胎妊娠の場合においては、98 日)から出産の日後 56 日までの間において労務に服さなかつた期間、出産手当金として、1 日につき、標準報酬日額の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、50 銭以上 1 円未満の端数があるときはこれを 1 円に切り上げるものとする。)を支給する。

《改正》平 18 法 083

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第 103 条 出産手当金を支給する場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

- 2 出産手当金を支給すべき場合において傷病手当金が支払われたときは、その支払われた傷病手当金は、出産手当金の内払とみなす。

(傷病手当金又は出産手当金の継続給付)

第 104 条 被保険者の資格を喪失した日(任意継続被保険者の資格を喪失した者にあつては、その資格を取得した日)の前日まで引き続き 1 年以上被保険者(任意継続被保険者又は共済組合の組合員である被保険者を除く。)であつた者(第 106 条において「1 年以上被保険者であつた者」という。)であつて、その資

格を喪失した際に傷病手当金又は出産手当金の支給を受けているものは、被保険者として受けることができるはずであった期間、継続して同一の保険者からその給付を受けることができる。

《改正》平 14 法 102

(資格喪失後の死亡に関する給付)

第 105 条 前条の規定により保険給付を受ける者が死亡したとき、同条の規定により保険給付を受けていた者がその給付を受けなくなった日後 3 月以内に死亡したとき、又はその他の被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後 3 月以内に死亡したときは、被保険者であった者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものは、その被保険者の最後の保険者から埋葬料の支給を受けることができる。

《改正》平 14 法 102

《1 項削除》平 14 法 102

2 **第 100 条**の規定は、前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合及び同項の埋葬料の金額について準用する。

《改正》平 14 法 102

(資格喪失後の出産育児一時金の給付)

第 106 条 1 年以上被保険者であった者が被保険者の資格を喪失した日後 6 月以内に出産したときは、被保険者として受けることができるはずであった出産育児一時金の支給を最後の保険者から受けることができる。

《改正》平 18 法 083

(船員保険の被保険者となった場合)

第 107 条 前 3 条の規定にかかわらず、被保険者であった者が船員保険の被保険者となったときは、保険給付は、行わない。

《全改》平 14 法 102

(傷病手当金又は出産手当金と報酬等との調整)

第 108 条 疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金又は出産手当金を支給しない。ただし、その受けることができる報酬の額が、傷病手当金又は出産手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

2 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)による障害厚生年金の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる障害厚生年金の額(当該障害厚生年金と同一の支給事由に

基づき国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金の支給を受けることができるときは、当該障害厚生年金の額と当該障害基礎年金の額との合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額（前項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）より少ないときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額）を支給する。

3 傷病手当金の支給を受けるべき者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき厚生年金保険法による障害手当金の支給を受けることができるときは、当該障害手当金の支給を受けることとなった日からその者がその日以後に傷病手当金の支給を受けるとする場合の当該傷病手当金の額（第 1 項ただし書の場合においては、同項ただし書に規定する報酬の額と同項ただし書に規定する差額との合算額）の合計額が当該障害手当金の額に達するに至る日までの間、傷病手当金は、支給しない。ただし、当該合計額が当該障害手当金の額に達するに至った日において当該合計額が当該障害手当金の額を超えるときは、その差額（その差額が同項ただし書に規定する差額より多いときは、同項ただし書に規定する差額）については、この限りでない。

4 傷病手当金の支給を受けるべき者（第 104 条の規定により受けるべき者であって、政令で定める要件に該当するものに限る。）が、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金である給付その他の老齢又は退職を支給事由とする年金である給付であって政令で定めるもの（以下この項及び次項において「老齢退職年金給付」という。）の支給を受けることができるときは、傷病手当金は、支給しない。ただし、その受けることができる老齢退職年金給付の額（当該老齢退職年金給付が 2 以上あるときは、当該 2 以上の老齢退職年金給付の額の合算額）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した額が、傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給する。

《改正》平 18 法 083

5 保険者は、前 3 項の規定により傷病手当金の支給を行うにつき必要があると認めるときは、老齢退職年金給付の支払をする者（次項において「年金保険者」という。）に対し、第 2 項の障害厚生年金若しくは障害基礎年金、第 3 項の障害手当金又は前項の老齢退職年金給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

6 年金保険者（社会保険庁長官を除く。）は、社会保険庁長官の同意を得て、前項の規定による資料の提供

の事務を社会保険庁長官に委託して行わせることができる。

第 109 条 前条第 1 項に規定する者が、疾病にかかり、負傷し、又は出産した場合において、その受けることができるはずであった報酬の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金又は出産手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金又は出産手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金又は出産手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金又は出産手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により保険者が支給した金額は、事業主から徴収する。

最初・第 4 章

第 4 節 家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料及び家族出産育児一時金の支給

《節追加》平 14 法 102

(家族療養費)

第 110 条 被保険者の被扶養者が保険医療機関等のうち自己の選定するものから療養を受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

2 家族療養費の額は、第 1 号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第 2 号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第 3 号に掲げる額の合算額）とする。

1. 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）に次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める割合を乗じて得た額

イ 被扶養者が 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後であつて 70 歳に達する日の属する月以前である場合 100 分の 70

ロ 被扶養者が 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である場合 100 分の 80

ハ 被扶養者（ニに規定する被扶養者を除く。）が 70 歳に達する日の属する月の翌月以後である場合

100分の80

ニ 第74条第1項第3号に掲げる場合に該当する被保険者その他政令で定める被保険者の被扶養者が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 100分の70

2. 当該食事療養につき算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額
3. 当該生活療養につき算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

《全改》平14法102

《改正》平18法083

《改正》平18法083

《4項削除》平14法102

- 3 前項第1号の療養についての費用の額の算定に関しては、保険医療機関等から療養（評価療養及び選定療養を除く。）を受ける場合にあつては第76条第2項の費用の額の算定、保険医療機関等から評価療養又は選定療養を受ける場合にあつては第86条第2項第1号の費用の額の算定、前項第2号の食事療養についての費用の額の算定に関しては、第85条第2項の費用の額の算定、前項第3号の生活療養についての費用の額の算定に関しては、第85条の2第2項の費用の額の算定の例による。

《改正》平14法102

《改正》平18法083

- 4 被扶養者が第63条第3項第1号又は第2号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けたときは、保険者は、その被扶養者が当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うべき療養に要した費用について、家族療養費として被保険者に対し支給すべき額の限度において、被保険者に代わり、当該病院若しくは診療所又は薬局に支払うことができる。

《改正》平18法083

- 5 前項の規定による支払があつたときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。
- 6 被扶養者が第63条第3項第3号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から療養を受けた場合において、保険者がその被扶養者の支払うべき療養に要した費用のうち家族療養費として被保険者に支給すべき額に相当する額の支払を免除したときは、被保険者に対し家族療養費の支給があつたものとみなす。

- 7 第63条、第64条、第70条第1項、第72条第1項、第73条、第76条第3項から第6項まで、第78

条、第 84 条第 1 項、第 85 条第 8 項、第 87 条及び第 98 条の規定は、家族療養費の支給及び被扶養者の療養について準用する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 8 第 75 条の規定は、第 4 項の場合において療養につき第 3 項の規定により算定した費用の額（その額が現に療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から当該療養に要した費用について家族療養費として支給される額に相当する額を控除した額の支払について準用する。

《改正》平 14 法 102

(家族療養費の額の特例)

- 第 110 条の 2 保険者は、第 75 条の 2 第 1 項に規定する被保険者の被扶養者に係る家族療養費の支給について、前条第 2 項第 1 号イからニまでに定める割合を、それぞれの割合を超え 100 分の 100 以下の範囲内において保険者が定めた割合とする措置を採ることができる。

《追加》平 18 法 083

- 2 前項に規定する被扶養者に係る前条第 4 項の規定の適用については、同項中「家族療養費として被保険者に対し支給すべき額」とあるのは、「当該療養につき算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）」とする。この場合において、保険者は、当該支払をした額から家族療養費として被保険者に対し支給すべき額を控除した額をその被扶養者に係る被保険者から直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができる。

《追加》平 18 法 083

(家族訪問看護療養費)

- 第 111 条 被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。
- 2 家族訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき第 88 条第 4 項の厚生労働大臣の定め例により算定した費用の額に第 110 条第 2 項第 1 号イからニまでに掲げる場合の区分に応じ、同号イからニまでに定める割合を乗じて得た額（家族療養費の支給について前条第 1 項又は第 2 項の規定が適用されるべきときは、当該規定が適用されたものとした場合の額）とする。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 3 第 88 条第 2 項、第 3 項、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項、第 90 条第 1 項、第 91 条、第 92 条第 2 項及び第 3 項、第 94 条並びに第 98 条の規定は、家族訪問看護療養費の支給及び被扶養者の指定訪問看護

について準用する。

(家族移送費)

第 112 条 被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、被保険者に対し、[第 97 条](#)第 1 項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

2 [第 97 条](#)第 2 項及び [第 98 条](#)の規定は、家族移送費の支給について準用する。

(家族埋葬料)

第 113 条 被保険者の被扶養者が死亡したときは、家族埋葬料として、被保険者に対し、[第 100 条](#)第 1 項の政令で定める金額を支給する。

《改正》平 18 法 083

(家族出産育児一時金)

第 114 条 被保険者の被扶養者が出産したときは、家族出産育児一時金として、被保険者に対し、[第 101 条](#)の政令で定める金額を支給する。

最初・第 4 章

第 5 節 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

《節追加》平 14 法 102

《節名改正》平 18 法 083

(高額療養費)

第 115 条 療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養（食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費として支給される額に相当する額を控除した額（次条第 1 項において「一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額療養費を支給する。

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。

(高額介護合算療養費)

第 115 条の 2 一部負担金等の額（前条第 1 項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第 51 条第 1 項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第 61 条第 1 項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給を受けた者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

《追加》平 18 法 083

2 前条第 2 項の規定は、高額介護合算療養費の支給について準用する。

《追加》平 18 法 083

最初・第 4 章

第 6 節 保険給付の制限

第 116 条 被保険者又は被保険者であった者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、行わない。

第 117 条 被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によって給付事由を生じさせたときは、当該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第 118 条 被保険者又は被保険者であった者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、疾病、負傷又は出産につき、その期間に係る保険給付（傷病手当金及び出産手当金の支給にあつては、厚生労働省令で定める場合に限る。）は、行わない。

1. 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。
2. 刑事施設、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

《改正》平 16 法 104

《改正》平 17 法 050

2 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が前項各号のいずれかに該当する場合であっても、被扶養

者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第 119 条 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第 120 条 保険者は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から1年を経過したときは、この限りでない。

第 121 条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、[第 59 条](#)の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第 122 条 [第 116 条](#)、[第 117 条](#)、[第 118 条](#)第1項及び[第 119 条](#)の規定は、被保険者の被扶養者について準用する。この場合において、これらの規定中「保険給付」とあるのは、「当該被扶養者に係る保険給付」と読み替えるものとする。

[《9条削除》平 14 法 102](#)

最初

第5章 日雇特例被保険者に関する特例

[《1章追加》平 14 法 102](#)

- 第 1 節 日雇特例被保険者の保険の保険者 (第 123 条)
- 第 2 節 標準賃金日額等 (第 124 条～第 126 条)
- 第 3 節 日雇特例被保険者に係る保険給付 (第 127 条～第 149 条)

最初・第 5 章

第1節 日雇特例被保険者の保険の保険者

《追加》平 14 法 102

第 123 条 日雇特例被保険者の保険の保険者は、協会とする。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 日雇特例被保険者の保険の保険者の業務のうち、日雇特例被保険者手帳の交付、日雇特例被保険者に係る保険料の徴収及び日雇拠出金の徴収並びにこれらに附帯する業務は、社会保険庁長官が行う。

《全改》平 18 法 083

最初・第 5 章

第2節 標準賃金日額等

《追加》平 14 法 102

(標準賃金日額)

第 124 条 標準賃金日額は、日雇特例被保険者の賃金日額に基づき、次の等級区分（次項の規定により等級区分の改定が行われたときは、改定後の等級区分）による。

標準賃金日額等級	標準賃金日額	賃金日額
第 1 級	3,000 円	3,500 円未満
第 2 級	4,400 円	3,500 円以上 5,000 円未満
第 3 級	5,750 円	5,000 円以上 6,500 円未満
第 4 級	7,250 円	6,500 円以上 8,000 円未満
第 5 級	8,750 円	8,000 円以上 9,500 円未満
第 6 級	10,750 円	9,500 円以上 12,000 円未満
第 7 級	13,250 円	12,000 円以上 14,500 円未満
第 8 級	15,750 円	14,500 円以上 17,000 円未満
第 9 級	18,250 円	17,000 円以上 19,500 円未満
第 10 級	21,250 円	19,500 円以上 23,000 円未満
第 11 級	24,750 円	23,000 円以上

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 2 一の年度における標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延べ納付日数の当該年度における日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が 100 分の 3 を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、翌年度の 9 月 1 日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準賃金日額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、当該一の年度において、改定後の標準賃金日額等級の最高等級に対応する標準賃金日額に係る保険料の延べ納付日数の日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数に占める割合が 100 分の 1 を下回ってはならない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

- 3 第 40 条第 3 項の規定は、前項の政令の制定又は改正について準用する。

《追加》平 14 法 102

(賃金日額)

第 125 条 賃金日額は、次の各号によって算定する。

1. 賃金が日又は時間によって定められる場合、1 日における出来高によって定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができる場合には、その額
2. 賃金が 2 日以上の間における出来高によって定められる場合その他日雇特例被保険者が使用された日の賃金を算出することができない場合（次号に該当する場合を除く。）には、当該事業所において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者のその前日（その前日において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者がなかったときは、これに該当する者のあったその直近の日）における賃金日額の平均額
3. 賃金が 2 日以上の間によって定められる場合には、その額をその期間の総日数（月の場合は、1 月を 30 日として計算する。）で除して得た額
4. 前 3 号の規定により算定することができないものについては、その地方において同様の業務に従事し同様の賃金を受ける者が 1 日において受ける賃金の額
5. 前各号のうち 2 以上に該当する賃金を受ける場合には、それぞれの賃金につき、前各号によって算定した額の合算額
6. 1 日において 2 以上の事業所に使用される場合には、初めに使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によって算定した額

《追加》平 14 法 102

- 2 前項の場合において、賃金のうち通貨以外のもので支払われるものについては、その価額は、その地方

の時価により、厚生労働大臣が定める。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(日雇特例被保険者手帳)

第 126 条 日雇労働者は、日雇特例被保険者となったときは、日雇特例被保険者となった日から起算して5日以内に、社会保険庁長官に日雇特例被保険者手帳の交付を申請しなければならない。ただし、既に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白があるときは、この限りでない。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 社会保険庁長官は、前項の申請があったときは、日雇特例被保険者手帳を交付しなければならない。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

3 日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者は、その日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白の残存する期間内において日雇特例被保険者となる見込みのないことが明らかになったとき、又は**第 3 条**第 2 項ただし書の規定による承認を受けたときは、社会保険庁長官に日雇特例被保険者手帳を返納しなければならない。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 16 法 104

《改正》平 18 法 083

4 日雇特例被保険者手帳の様式、交付及び返納その他日雇特例被保険者手帳に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《改正》平 11 法 160

《2 条削除》平 14 法 102

最初・第 5 章

第 3 節 日雇特例被保険者に係る保険給付

《節名追加》平 14 法 102

(保険給付の種類)

第 127 条 日雇特例被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この節において同じ。）に係るこの

法律による保険給付は、次のとおりとする。

1. 療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費及び移送費の支給
2. 傷病手当金の支給
3. 埋葬料の支給
4. 出産育児一時金の支給
5. 出産手当金の支給
6. 家族療養費、家族訪問看護療養費及び家族移送費の支給
7. 家族埋葬料の支給
8. 家族出産育児一時金の支給
9. 特別療養費の支給
10. 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(他の医療保険による給付等との調整)

第 128 条 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金若しくは出産手当金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法（国民健康保険法を除く。以下この条において同じ。）の規定若しくは [第 55 条](#) 第 1 項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 2 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定又はこの法律以外の医療保険各法の規定によりこの章の規定による家族療養費（[第 140 条](#) 第 2 項において準用する [第 132 条](#) の規定により支給される療養費を含む。次項において同じ。）、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給に相当する給付を受けたときは、その限度において、行わない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 3 日雇特例被保険者に係る家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料又は家族出産育児一時金の支給は、同一の疾病、負傷、死亡又は出産について、前章の規定若しくはこの法律以外の医療保険各法の規定又は介護保険法の規定によりこれらに相当する給付又はこの章の規定による療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、埋葬料若しくは出産育児一時金の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 4 特別療養費（第 145 条第 6 項において準用する 第 132 条の規定により支給される療養費を含む。）の支給は、同一の疾病又は負傷について、前章の規定、この法律以外の医療保険各法の規定若しくは 第 55 条第 1 項に規定する法令の規定又は介護保険法の規定によりこの章の規定による療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 5 日雇特例被保険者に係る療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費若しくは特別療養費の支給は、同一の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担で療養又は療養費の支給を受けたときは、その限度において、行わない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

（療養の給付）

第 129 条 日雇特例被保険者の疾病又は負傷に関しては、第 63 条第 1 項各号に掲げる療養の給付を行う。

《改正》平 14 法 102

- 2 日雇特例被保険者が療養の給付を受けるには、これを受ける日において次の各号のいずれかに該当していなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合においては、第 1 号に該当したことにより療養の給付を受けた疾病又は負傷及びこれにより発した疾病以外の疾病又は負傷については、療養の給付を行わない。

1. 当該日の属する月の前2月間に通算して 26 日分以上又は当該日の属する月の前6月間に通算して 78 日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていること。
2. 前号に該当することにより当該疾病（その原因となった疾病又は負傷を含む。以下この項において同じ。）又は負傷につき受けた療養の給付の開始の日（その開始の前日に当該疾病又は負傷につき特別療養費（第 145 条第6項において準用する第 132 条の規定により支給される療養費を含む。以下この号において同じ。）の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する指定居宅サービスに係るものに限る。以下この号、第 135 条第4項及び第 145 条第1項において同じ。）、特例居宅介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する居宅サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第 135 条第4項及び第 145 条第1項において同じ。）、施設介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する指定施設サービス等に係るものに限る。以下この号、第 135 条第4項及び第 145 条第1項において同じ。）、特例施設介護サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する施設サービスに係るものに限る。以下この号、第 135 条第4項及び第 145 条第1項において同じ。）、介護予防サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する指定介護予防サービスに係るものに限る。以下この号、第 135 条第4項及び第 145 条第1項において同じ。）若しくは特例介護予防サービス費の支給（その支給のうち療養に相当する介護予防サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第 135 条第4項及び第 145 条第1項において同じ。）が行われたときは、特別療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給の開始の日）から1年（厚生労働大臣が指定する疾病に関しては、5年）を経過していないこと（前号に該当する場合を除く。）。

《改正》平9法 124

《改正》平 11 法 160

《改正》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 17 法 077

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 3 保険者は、日雇特例被保険者が、前項第1号に該当することを、日雇特例被保険者手帳によって証明して申請したときは、これを確認したことを表示した受給資格者票を発行し、又は既に発行した受給資格者

票にこれを確認したことを表示しなければならない。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

- 4 日雇特例被保険者が 第 63 条第 1 項各号に掲げる療養の給付を受けようとするときは、受給資格者票を同条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げるもののうち自己の選定するものに提出して、そのものから受けるものとする。

《改正》平 14 法 102

- 5 前項の受給資格者票は、第 3 項の規定による確認を受けたものでなければならず、かつ、その確認によって、当該疾病又は負傷につき第 2 項に規定する受給要件が満たされていることが証明されるものでなければならない。

《改正》平 14 法 102

- 6 受給資格者票の様式、第 3 項の規定による確認その他受給資格者票に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《改正》平 11 法 160

《1 項削除》平 18 法 083

(入院時食事療養費)

- 第 130 条 日雇特例被保険者（療養病床への入院及びその療養に伴う世話その他の看護である療養を受ける際、65 歳に達する日の属する月の翌月以後である者（次条第 1 項において「特定長期入院日雇特例被保険者」という。）を除く。）が 第 63 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、そのものから同条第 1 項第 5 号に掲げる療養の給付と併せて受けた食事療養に要した費用について、入院時食事療養費を支給する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 2 前条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、入院時食事療養費の支給について準用する。

《改正》平 18 法 083

(入院時生活療養費)

- 第 130 条の 2 特定長期入院日雇特例被保険者が 第 63 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、そのものから同条第 1 項第 5 号に掲げる療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。

《追加》平 18 法 083

2 第 129 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、入院時生活療養費の支給について準用する。

《追加》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(保険外併用療養費)

第 131 条 日雇特例被保険者が受給資格者票を提出して、第 63 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 第 129 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定は、保険外併用療養費の支給について準用する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(療養費)

第 132 条 保険者は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給（以下この項において「療養の給付等」という。）を行うことが困難であると認めるとき、又は日雇特例被保険者が第 63 条第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 日雇特例被保険者が、第 129 条第 3 項に規定する確認を受けないで、第 63 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から診療又は薬剤の支給を受けた場合において、保険者が、その確認を受けなかったことを緊急やむを得ない理由によるものと認めるときも、前項と同様とする。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(訪問看護療養費)

第 133 条 日雇特例被保険者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2 第 129 条第 2 項及び第 5 項の規定は、訪問看護療養費の支給について準用する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(移送費)

第 134 条 日雇特例被保険者が療養の給付（保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、移送費として、**第 97 条**第 1 項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

《改正》平 11 法 160

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(傷病手当金)

第 135 条 日雇特例被保険者が療養の給付（保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の支給並びに介護保険法の規定による居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費、介護予防サービス費及び特例介護予防サービス費の支給（これらの支給のうち療養に相当する居宅サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス又は介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスに係るものに限る。）であって、**第 129 条**第 3 項の受給資格者票（同条第 5 項の規定に該当するものに限る。）を有する者に対して行われるものを含む。次項及び次条において同じ。）を受けている場合において、その療養（居宅サービス及びこれに相当するサービス並びに施設サービス並びに介護予防サービス及びこれに相当するサービスのうち、療養に相当するものを含む。）のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

《改正》平 9 法 124

《改正》平 14 法 102

《改正》平 17 法 077

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

2 傷病手当金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、1 日につき、当該各号に定める金額とする。

ただし、次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い金額とする。

1. 当該日雇特例被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前 2 月間に
通算して 26 日分以上の保険料が納付されている場合

当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの 45 分の 1 に相当する金額

2. 当該日雇特例被保険者について、その者が初めて当該療養の給付を受けた日の属する月の前6月間に
通算してし78日分以上の保険料が納付されている場合

当該期間において保険料が納付された日に係るその者の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大
のもの45分の1に相当する金額

《改正》平14法102

《改正》平18法083

3 日雇特例被保険者に係る傷病手当金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関
しては、その支給を始めた日から起算して6月（厚生労働大臣が指定する疾病に関しては、1年6月）を
超えないものとする。

《改正》平11法160

《改正》平14法102

4 日雇特例被保険者が、その疾病又は負傷について、第128条の規定により療養の給付若しくは保険外併
用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給の全部を受けることができない場合又は介護保険法第
20条の規定により同法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介
護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防
サービス費の支給（これらの給付のうち第129条第3項の受給資格者票（同条第5項の規定に該当するも
のに限る。）を有する者に対して行われるものに限る。以下この項において同じ。）の全部を受けることが
できない場合においては、療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給
又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サー
ビス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービ
ス費の支給に相当する当該給付又は当該療養若しくは療養費の支給をこの章の規定による療養の給付、保
険外併用療養費の支給若しくは訪問看護療養費の支給又は同法の規定による医療、保険外併用療養費の支
給若しくは老人訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給の支給、特
例居宅介護サービス費の支給の支給、施設介護サービス費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護
予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給とみなして、第1項及び第2項の規定を適
用する。

《改正》平9法124

《改正》平14法102

《改正》平17法077

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(埋葬料)

第 136 条 日雇特例被保険者が死亡した場合において、その死亡の日の属する月の前 2 月間に通算して 26 日分以上若しくは当該月の前 6 月間に通算して 78 日分以上の保険料がその者について納付されているとき、その死亡の際その者が療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けていたとき、又はその死亡が療養の給付若しくは保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けなくなった日後 3 月以内であったときは、その者により生計を維持していた者であって、埋葬を行うものに対し、第 100 条第 1 項の政令で定める金額の埋葬料を支給する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《1 項削除》平 18 法 083

2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者が不在の場合においては、埋葬を行った者に対し、同項の埋葬料の金額の範囲内においてその埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(出産育児一時金)

第 137 条 日雇特例被保険者が出産した場合において、その出産の日の属する月の前 4 月間に通算して 26 日分以上の保険料がその者について納付されているときは、出産育児一時金として、第 101 条の政令で定める金額を支給する。

《改正》平 14 法 102

(出産手当金)

第 138 条 出産育児一時金の支給を受けることができる日雇特例被保険者には、出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前 42 日（多胎妊娠の場合においては、70 日）から出産の日後 56 日までの間において労務に服さなかった期間、出産手当金を支給する。

《改正》平 14 法 102

2 出産手当金の額は、1 日につき、出産の日の属する月の前 4 月間の保険料が納付された日に係る当該日雇特例被保険名の標準賃金日額の各月ごとの合算額のうち最大のものの 45 分の 1 に相当する金額とする

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(出産手当金と傷病手当金との調整)

第 139 条 日雇特例被保険者に対し出産手当金を支給する場合においては、その期間、その者に対し、傷病手当金は、支給しない。ただし、傷病手当金の額が出産手当金の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

《改正》平 14 法 102

(家族療養費)

第 140 条 日雇特例被保険者の被扶養者が受給資格者票を **第 63 条** 第 3 項第 1 号又は第 2 号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その療養に要した費用について、家族療養費を支給する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 **第 129 条** 第 2 項、第 4 項及び第 5 項並びに **第 132 条** の規定は、家族療養費の支給について準用する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

3 **第 87 条** 第 2 項及び第 3 項の規定は、前項において準用する **第 132 条** 第 1 項又は第 2 項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

《追加》平 9 法 94

《改正》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

(家族訪問看護療養費)

第 141 条 日雇特例被保険者の被扶養者が指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに受給資格者票を提出して、指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その指定訪問看護に要した費用について、家族訪問看護療養費を支給する。

《改正》平 14 法 102

2 **第 129 条** 第 2 項及び第 5 項の規定は、家族訪問看護療養費の支給について準用する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(家族移送費)

第 142 条 日雇特例被保険者の被扶養者が家族療養費に係る療養（特別療養費に係る療養を含む。）を受けるため、病院又は診療所に移送されたときは、家族移送費として、日雇特例被保険者に対し、**第 97 条** 第 1 項の厚生労働省令で定めるところにより算定した金額を支給する。

《改正》平 11 法 160

《改正》平 14 法 102

(家族埋葬料)

第 143 条 日雇特例被保険者の被扶養者が死亡したときは、日雇特例被保険者に対し、家族埋葬料を支給する。

2 日雇特例被保険者が家族埋葬料の支給を受けるには、死亡の日の属する月の前2月間に通算して26日分以上又は当該月の前6月間に通算して78日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

3 家族埋葬料の額は、[第 113 条](#)の政令で定める金額とする。

《改正》平 14 法 102

(家族出産育児一時金)

第 144 条 日雇特例被保険者の被扶養者が出産したときは、日雇特例被保険者に対し、家族出産育児一時金を支給する。

《改正》平 14 法 102

2 日雇特例被保険者が家族出産育児一時金の支給を受けるには、出産の日の属する月の前2月間に通算して26日分以上又は当該月の前6月間に通算して78日分以上の保険料が、その日雇特例被保険者について、納付されていなければならない。

《改正》平 14 法 102

3 家族出産育児一時金の額は、[第 101 条](#)第1項の政令で定める金額とする。

《改正》平 14 法 102

《1 条削除》平 14 法 102

(特別療養費)

第 145 条 次の各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して3月（月の初日に該当するに至った者については、2月。第5項において同じ。）を経過しないもの又はその被扶養者が、特別療養費受給票を[第 63 条](#)第3項第1号若しくは第2号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局のうち自己の選定するものに提出して、そのものから療養を受けたとき、又は特別療養費受給票を指定訪問看護事業者のうち自己の選定するものに提出して、そのものから指定訪問看護を受けたときは、日雇特例被保険者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、特別療養費を支給する。ただし、当該疾病又は負傷につき、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費若しくは家族訪問看護療養費の支給又は介護保険法の規定による居宅介護サービス費の支給、特例居宅介護サービス費の支給、施設介護サービス

費の支給、特例施設介護サービス費の支給、介護予防サービス費の支給若しくは特例介護予防サービス費の支給を受けることができるときは、この限りでない。

1. 初めて日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者
2. 1月間若しくは継続する2月間に通算して26日以上又は継続する3月ないし6月間に通算して78日以上以上の保険料が納付されるに至った月において日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなり、又はその月の翌月中に第126条第3項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納した後、初めて日雇待例被保険者手帳の交付を受けた者
3. 前に交付を受けた日雇特例被保険者手帳（前に2回以上にわたり日雇特例被保険者手帳の交付を受けたことがある場合においては、最後に交付を受けた日雇特例被保険者手帳）に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなった日又は第126条第3項の規定によりその日雇特例被保険者手帳を返納した日から起算して1年以上を経過した後に日雇特例被保険者手帳の交付を受けた者

《改正》平9法124

《改正》平14法102

《改正》平17法077

《改正》平18法083

《改正》平18法083

2 特別療養費の額は、第63条第3項第1号又は第2号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局から受けた療養については第1号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第2号に掲げる額の合算額、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第3号に掲げる額の合算額）とし、指定訪問看護事業者から受けた指定訪問看護については第4号に掲げる額とする。

1. 当該療養（食事療養及び生活療養を除く。）につき算定された費用の額（その額が、現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）の100分の70に相当する額
2. 当該食事療養につき算定された費用の額（その額が、現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）から食事療養標準負担額を控除した額
3. 当該生活療養につき算定された費用の額（その額が、現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額
4. 当該指定訪問看護につき算定された費用の額の100分の70に相当する額

《改正》平14法102

《改正》平18法083

3 第1項の療養又は指定訪問看護を受ける者が6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合における前項の規定の適用については、同項第1号及び第4号中「100分の70」とあるのは、「100分の80」とする。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

《改正》平18法083

4 第1項の療養又は指定訪問看護を受ける者（第149条において準用する第74条第1項第3号に掲げる場合に該当する被保険者若しくはその被扶養者又は政令で定める被保険者の被扶養者を除く。）が70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における第2項の規定の適用については、同項第1号及び第4号中「100分の70」とあるのは、「100分の80」とする。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

《改正》平18法083

《1項削除》平18法083

《1項削除》平14法102

5 特別療養費受給票は、第1項各号のいずれかに該当する日雇特例被保険者でその該当するに至った日の属する月の初日から起算して3月を経過していないものの申請により、保険者が交付する。

《改正》平14法102

6 第132条の規定は、特別療養費の支給について準用する。この場合において、同条第2項中「第129条第3項に規定する確認」及び「その確認」とあるのは、「特別療養費受給票の交付と読み替えるものとする。

《改正》平14法102

7 第87条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する第132条第1項又は第2項の規定により支給する療養費の額の算定について準用する。

《追加》平9法94

《改正》平14法102

《改正》平14法102

8 特別療養費受給票の様式及び交付その他特別療養費受給票に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《改正》平11法160

第 146 条 特別療養費の支給は、日雇特例被保険者が **第 3 条** 第 2 項ただし書の承認を受けたときは、その承認により日雇特例被保険者とならないこととなった日以後、日雇特例被保険者が **第 126 条** 第 3 項の規定により日雇特例被保険者手帳を返納したときは、返納の日の翌日以後は、行わない。

(高額療養費)

第 147 条 日雇特例被保険者に係る療養の給付について支払われた一部負担金の額又は日雇特例被保険者若しくはその被扶養者の療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額に相当する額を控除した額（次条において「日雇特例被保険者に係る一部負担金等の額」という。）が著しく高額であるときは、その療養の給付又はその保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額療養費を支給する。

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(高額介護合算療養費)

第 147 条の 2 日雇特例被保険者に係る一部負担金等の額(前条の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)並びに介護保険法第 51 条第 1 項に規定する介護サービス利用者負担額(同項の高額介護サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)及び同法第 61 条第 1 項に規定する介護予防サービス利用者負担額(同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額を控除して得た額)の合計額が著しく高額であるときは、当該一部負担金等の額に係る療養の給付又は保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給を受けた日雇特例被保険者に対し、高額介護合算療養費を支給する。

《追加》平 18 法 083

(受給方法)

第 148 条 日雇特例被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、埋葬料、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、家族埋葬料、家族出産育児一時金又は特別療養費の支給を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、受給要件を備えることを証明できる日雇特例被保険者手帳又は受給資格者票及びその他の書類を添えて、申請しなければならない。

《改正》平 11 法 160

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《1 条削除》平 14 法 102

(準用)

第 149 条 次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

第 56 条から第 62 条まで	保険給付
第 63 条第 2 項及び第 4 項、第 64 条、第 70 条第 1 項、第 72 条第 1 項、第 73 条、第 76 条第 3 項から第 6 項まで、第 78 条並びに第 84 条第 1 項	療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び特別療養費の支給
第 74 条、第 75 条、第 75 条の 2、第 76 条第 1 項及び第 2 項並びに第 84 条第 2 項	療養の給付
第 77 条	療養の給付及び保険外併用療養費の支給
第 85 条第 2 項及び第 4 項	入院時食事療養費の支給
第 85 条第 5 項及び第 6 項	入院時食事療養費、入院時生活療養費及び保険外併用療養費の支給
第 85 条第 8 項	入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、家族療養費及び特別療養費の支給
第 85 条の 2 第 2 項及び第 4 項	入院時生活療養費の支給
第 86 条第 2 項及び第 5 項	保険外併用療養費の支給
第 87 条第 2 項及び第 3 項	療養費の支給
第 88 条第 2 項、第 6 項から第 11 項まで及び第 13 項、第 90 条第 1 項、第 91 条、第 92 条第 2 項及び第 3 項並びに第 94 条	訪問看護療養費、家族訪問看護療養費及び特別療養費の支給
第 88 条第 4 項及び第 12 項	訪問看護療養費の支給
第 97 条第 2 項	移送費及び家族移送費の支給
第 103 条第 2 項、第 108 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項並びに第 109 条	傷病手当金及び出産手当金の支給
第 110 条第 2 項	家族療養費の支給
第 110 条第 3 項から第 5 項まで及び第 8 項並びに第 110 条	家族療養費及び特別療養費の支給

の 2	
第 111 条第 2 項	家族訪問看護療養費の支給
第 115 条第 2 項	高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
第 116 条から第 121 条まで	日雇特例被保険者又はその被扶養者

《改正》平 9 法 94

《改正》平 9 法 124

《改正》平 12 法 140

《改正》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

《3 章削除》平 14 法 102

最初

第6章 保健事業及び福祉事業

《章追加》平 14 法 102

第 150 条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第 20 条の規定による特定健康診査及び同法第 24 条の規定による特定保健指導（以下この項及び第 154 条の 2 において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

《追加》平 14 法 102

3 保険者は、前 2 項の事業に支障がない場合に限り、被保険者等でない者に当該事業を利用させることができる。この場合において、保険者は、当該事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、

利用料を請求することができる。

《追加》平 14 法 102

4 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第 1 項又は第 2 項の事業を行うことを命ずることができる。

《追加》平 14 法 102

5 厚生労働大臣は、第 1 項の規定により保険者が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

《追加》平 14 法 103

6 前項の指針は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 9 条第 1 項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

《追加》平 14 法 103

最初

第7章 費用の負担

《章追加》平 14 法 102

（国庫負担）

第 151 条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務（前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び第 173 条の規定による拠出金並びに介護納付金の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

第 152 条 健康保険組合に対して交付する国庫負担金は、各健康保険組合における被保険者数を基準として、厚生労働大臣が算定する。

《追加》平 14 法 102

2 前項の国庫負担金については、概算払をすることができる。

《追加》平 14 法 102

（国庫補助）

第 153 条 国庫は、第 151 条に規定する費用のほか、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用の

うち、被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金（以下「前期高齢者納付金」という。）の納付に要する費用の額に給付費割合（同法第 34 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる額の合計額に対する同項第 1 号に掲げる額の割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）を乗じて得た額の合算額（同法の規定による前期高齢者交付金（以下「前期高齢者交付金」という。）がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に 1000 分の 164 から 1000 分の 200 までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

2 国庫は、第 151 条及び前項に規定する費用のほか、協会が拠出すべき前期高齢者納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）並びに介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）に同項の政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

第 154 条 国庫は、第 151 条及び前条に規定する費用のほか、毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額

に給付費割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に健康保険組合（第3条第1項第8号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。第171条第2項及び第3項において同じ。）を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条第1項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

《改正》平18法083

2 国庫は、第151条、前条及び前項に規定する費用のほか、協会が拠出すべき前期高齢者納付金及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金並びに介護納付金のうち日雇特例被保険者に係るものの納付に要する費用の額の合算額（当該前期高齢者納付金の額に給付費割合を乗じて得た額を除き、前期高齢者交付金がある場合には、当該前期高齢者交付金の額から当該額に給付費割合を乗じて得た額を控除して得た額を当該合算額から控除した額）に同項に規定する率を乗じて得た額に同条第1項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

《改正》平18法083

第154条の2 国庫は、第151条及び前2条に規定する費用のほか、予算の範囲内において、健康保険事業の執行に要する費用のうち、特定健康診査等の実施に要する費用の一部を補助することができる。

《追加》平18法083

（保険料）

第155条 保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金並びに健康保険組合においては、第173条の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収する。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

《改正》平18法083

2 前項の規定にかかわらず、協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者に関する保険料は、協会が徴収する。

《追加》平 18 法 083

(保険料等の交付)

第 155 条の 2 政府は、協会が行う健康保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、政令で定めるところにより、社会保険庁長官が徴収した保険料その他この法律の規定による徴収金の額及び印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和 23 年法律第 142 号）の規定による納付金に相当する額から社会保険庁長官が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用に相当する額（第 151 条の規定による当該費用に係る国庫負担金の額を除く。）を控除した額を交付する。

《追加》平 18 法 083

(被保険者の保険料額)

第 156 条 被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

1. 介護保険法 第 9 条第 2 号に規定する被保険者（以下「介護保険第 2 号被保険者」という。）である被保険者 一般保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率（基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）と介護保険料額（各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）との合算額
2. 介護保険第 2 号被保険者である被保険者以外の被保険者 一般保険料額

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 2 前項第 1 号の規定にかかわらず、介護保険第 2 号被保険者である被保険者が介護保険第 2 号被保険者に該当しなくなった場合においては、その月分の保険料額は、一般保険料額とする。ただし、その月に再び介護保険第 2 号被保険者となった場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

《追加》平 14 法 102

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、前月から引き続き被保険者である者がその資格を喪失した場合においては、その月分の保険料は、算定しない。

《追加》平 14 法 102

(任意継続被保険者の保険料)

第 157 条 任意継続被保険者に関する保険料は、任意継続被保険者となった月から算定する。

《追加》平 14 法 102

2 前項の場合において、各月の保険料の算定方法は、前条の例による。

《追加》平 14 法 102

(保険料の徴収の特例)

第 158 条 前月から引き続き被保険者（任意継続被保険者を除く。以下この条及び次条において同じ。）である者が **第 118 条** 第 1 項各号のいずれかに該当するに至った場合はその月以後、被保険者がその資格を取得した月に同項各号のいずれかに該当するに至った場合はその翌月以後、同項各号のいずれかに該当しなくなった月の前月までの期間、保険料を徴収しない。ただし、被保険者が同項各号のいずれかに該当するに至った月に同項各号のいずれかに該当しなくなったときは、この限りでない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

第 159 条 育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 16 法 160

《改正》平 16 法 104

《改正》平 18 法 083

第 159 条の 2 社会保険庁長官が保険料を徴収する場合において、適用事業所の事業主から保険料、厚生年金保険法第 81 条に規定する保険料（以下「厚生年金保険料」という。）及び児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 20 条に規定する拠出金（以下「児童手当拠出金」という。）の一部の納付があったときは、当該事業主が納付すべき保険料、厚生年金保険料及び児童手当拠出金の額を基準として按分した額に相当する保険料の額が納付されたものとする。

《追加》平 18 法 083

(保険料率)

第 160 条 協会が管掌する健康保険の被保険者に関する一般保険料率は、1000 分の 30 から 1000 分の 100 までの範囲内において、支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）を単位として協会が決定するものとする。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 2 前項の規定により支部被保険者を単位として決定する一般保険料率（以下「都道府県単位保険料率」という。）は、当該支部被保険者に適用する。

《全改》平 18 法 083

- 3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

1. 第 52 条第 1 号に掲げる療養の給付その他の厚生労働省令で定める保険給付（以下この項及び次項において「療養の給付等」という。）のうち、当該支部被保険者に係るものに要する費用の額（当該支部被保険者に係る療養の給付等に関する 第 153 条第 1 項の規定による国庫補助の額を除く。）に次項の規定に基づく調整を行うことにより得られると見込まれる額
2. 保険給付（支部被保険者に係る療養の給付等を除く。）、前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等に要する費用の予想額（第 153 条及び第 154 条の規定による国庫補助の額（前号の国庫補助の額を除く。）並びに 第 173 条の規定による拠出金の額を除く。）に総報酬按分率（当該都道府県の支部被保険者の総報酬額（標準報酬月額及び標準賞与額の合計額をいう。以下同じ。）の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額
3. 保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第 154 条の 2 の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第 151 条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

《全改》平 18 法 083

- 4 協会は、支部被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況と協会が管掌する健康保険の被保険者及びその被扶養者の年齢階級別の分布状況との差異によって生ずる療養の給付等に要する費用の額の負担の不均衡並びに支部被保険者の総報酬額の平均額と協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の平均額との差異によって生ずる財政力の不均衡を是正するため、政令で定めるところにより、支部被保険者を単位とする健康保険の財政の調整を行うものとする。

《全改》平 18 法 083

- 5 協会は、2 年ごとに、翌事業年度以降の 5 年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つこ

とができる保険料率の水準を含む。)その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

《全改》平 18 法 083

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

《全改》平 18 法 083

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

《全改》平 18 法 083

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《全改》平 18 法 083

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示するとともに、社会保険庁長官に通知しなければならない。

《全改》平 18 法 083

10 厚生労働大臣は、都道府県単位保険料率が、当該都道府県における健康保険事業の収支の均衡を図る上で不相当であり、協会が管掌する健康保険の事業の健全な運営に支障があると認めるときは、協会に対し、相当の期間を定めて、当該都道府県単位保険料率の変更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

《全改》平 18 法 083

11 厚生労働大臣は、協会が前項の期間内に同項の申請をしないときは、社会保障審議会の議を経て、当該都道府県単位保険料率を変更することができる。

《追加》平 18 法 083

12 第 9 項の規定は、前項の規定により行う都道府県単位保険料率の変更について準用する。

《追加》平 18 法 083

13 第 1 項及び第 8 項の規定は、健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率について準用する。この場合において、第 1 項中「支部被保険者（各支部の都道府県に所在する適用事業所に使用される被保険者及び当該都道府県の区域内に住所又は居所を有する任意継続被保険者をいう。以下同じ。）を単位として協会が決定するものとする」とあるのは「決定するものとする」と、第 8 項中「都道府県単位保険料率」

とあるのは「健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率」と読み替えるものとする。

《追加》平 18 法 083

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から **第 153 条**及び **第 154 条**の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

《追加》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

15 基本保険料率は、一般保険料率から特定保険料率を控除した率を基準として、保険者が定める。

《追加》平 18 法 083

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から **第 153 条**第 2 項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第 2 号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

17 協会は、**第 14 項**及び**第 15 項**の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を社会保険庁長官に通知しなければならない。

《追加》平 18 法 083

（準備金）

第 160 条の 2 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

《追加》平 18 法 083

（保険料の負担及び納付義務）

第 161 条 被保険者及び被保険者を使用する事業主は、それぞれ保険料額の 2 分の 1 を負担する。ただし、任意継続被保険者は、その全額を負担する。

《追加》平 14 法 102

2 事業主は、その使用する被保険者及び自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

《追加》平 14 法 102

3 任意継続被保険者は、自己の負担する保険料を納付する義務を負う。

《追加》平 14 法 102

4 被保険者が同時に 2 以上の事業所に使用される場合における各事業主の負担すべき保険料の額及び保険料の納付義務については、政令で定めるところによる。

《追加》平 14 法 102

(健康保険組合の保険料の負担割合の特例)

第 162 条 健康保険組合は、前条第 1 項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、事業主の負担すべき一般保険料額又は介護保険料額の負担の割合を増加することができる。

《追加》平 14 法 102

第 163 条 削除

《削除》平 18 法 083

(保険料の納付)

第 164 条 被保険者に関する毎月の保険料は、翌月末日までに、納付しなければならない。ただし、任意継続被保険者に関する保険料については、その月の 10 日（初めて納付すべき保険料については、保険者が指定する日）までとする。

《追加》平 14 法 102

2 保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。次項において同じ。）は、被保険者に関する保険料の納入の告知をした後に告知をした保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったとき、又は納付した被保険者に関する保険料額が当該納付義務者の納付すべき保険料額を超えていることを知ったときは、その超えている部分に関する納入の告知又は納付を、その告知又は納付の日の翌日から 6 月以内の期日に納付されるべき保険料について納期を繰り上げてしたものとみなすことができる。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

3 前項の規定によって、納期を繰り上げて納入の告知又は納付をしたものとみなしたときは、保険者等は、その旨を当該納付義務者に通知しなければならない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(任意継続被保険者の保険料の前納)

第 165 条 任意継続被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。

《追加》平 14 法 102

2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。

《追加》平 14 法 102

3 第 1 項の規定により前納された保険料については、前納に係る期間の各月の初日が到来したときに、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。

《追加》平 14 法 102

4 前 3 項に定めるもののほか、保険料の前納の手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納に関して必要な事項は、政令で定める。

《追加》平 14 法 102

(口座振替による納付)

第 166 条 社会保険庁長官は、納付義務者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合においては、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

《追加》平 14 法 102

(保険料の源泉控除)

第 167 条 事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料（被保険者がその事業所に使用されなくなった場合においては、前月及びその月の標準報酬月額に係る保険料）を報酬から控除することができる。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

2 事業主は、被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合においては、被保険者の負担すべき標準賞与額に係る保険料に相当する額を当該賞与から控除することができる。

《追加》平 14 法 102

3 事業主は、前 2 項の規定によって保険料を控除したときは、保険料の控除に関する計算書を作成し、その控除額を被保険者に通知しなければならない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

(日雇特例被保険者の保険料額)

第 168 条 日雇特例被保険者に関する保険料額は、1 日につき、次に掲げる額の合算額とする。

1. その者の標準賃金日額の等級に応じ、次に掲げる額の合算額を基準として政令で定めるところにより算定した額

イ 標準賃金日額に平均保険料率（各都道府県単位保険料率に各支部被保険者の総報酬額の総額を乗じて得た額の総額を協会が管掌する健康保険の被保険者の総報酬額の総額で除して得た率をいう。以下同じ。）と介護保険料率とを合算した率（介護保険第 2 号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、平均保険料率）を乗じて得た額

ロ イに掲げる額に 100 分の 31 を乗じて得た額

2. 賞与額（その額に 1000 円未満の端数がある場合には、これを切り捨てるものとし、その額が 40 万円（[第 124 条](#)第 2 項の規定による標準賃金日額の等級区分の改定が行われたときは、政令で定める額。以下この号において同じ。）を超える場合には、40 万円とする。）に平均保険料率と介護保険料率とを合算した率（介護保険第 2 号被保険者である日雇特例被保険者以外の日雇特例被保険者については、平均保険料率）を乗じて得た額

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 [第 40 条](#)第 3 項の規定は前項第 2 号の政令の制定又は改正について、[第 48 条](#)の規定は日雇特例被保険者の賞与額に関する事項について、[第 125 条](#)第 2 項の規定は賞与の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定について準用する。

《追加》平 14 法 102

（日雇特例被保険者に係る保険料の負担及び納付義務）

第 169 条 日雇特例被保険者は前条第 1 項第 1 号イの額の 2 分の 1 に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第 2 号の額の 2 分の 1 の額の合算額を負担し、日雇特例被保険者を使用する事業主は当該算定した額、同項第 1 号ロの額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額及び同項第 2 号の額の 2 分の 1 の額の合算額を負担する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

2 事業主（日雇特例被保険者が 1 日において 2 以上の事業所に使用される場合においては、初めにその者を使用する事業主。第 4 項から第 6 項まで、次条第 1 項及び第 2 項並びに [第 171 条](#)において同じ。）は、

日雇特例被保険者を使用する日ごとに、その者及び自己の負担すべきその日の標準賃金日額に係る保険料を納付する義務を負う。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

3 前項の規定による保険料の納付は、日雇特例被保険者が提出する日雇特例被保険者手帳に健康保険印紙をはり、これに消印して行わなければならない。

《追加》平 14 法 102

4 日雇特例被保険者手帳を所持する日雇特例被保険者は、適用事業所に使用される日ごとに、その日雇特例被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

《追加》平 14 法 102

5 事業主は、日雇特例被保険者を使用する日ごとに、日雇特例被保険者にその所持する日雇特例被保険者手帳の提出を求めなければならない。

《追加》平 14 法 102

6 事業主は、第 2 項の規定により保険料を納付したときは、日雇特例被保険者の負担すべき保険料額に相当する額をその者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、その旨を日雇特例被保険者に告げなければならない。

《追加》平 14 法 102

7 事業主は、日雇特例被保険者に対して賞与を支払った日の属する月の翌月末日までに、その者及び自己の負担すべきその日の賞与額に係る保険料を納付する義務を負う。

《追加》平 14 法 102

8 第 164 条第 2 項及び第 3 項並びに 第 166 条の規定は前項の規定による保険料の納付について、第 167 条第 2 項及び第 3 項の規定は日雇特例被保険者に対して通貨をもって賞与を支払う場合について準用する。

《追加》平 14 法 102

(日雇特例被保険者の標準賃金日額に係る保険料額の告知等)

第 170 条 事業主が前条第 2 項の規定による保険料の納付を怠ったときは、社会保険庁長官は、その調査に基づき、その納付すべき保険料額を決定し、これを事業主に告知する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 事業主が、正当な理由がないと認められるにもかかわらず、前条第 2 項の規定による保険料の納付を怠

ったときは、社会保険庁長官は、厚生労働省令で定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の100分の25に相当する額の追徴金を徴収する。ただし、決定された保険料額が1000円未満であるときは、この限りでない。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

3 追徴金を計算するに当たり、決定された保険料額に1000円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

《追加》平14法102

4 第2項に規定する追徴金は、その決定された日から14日以内に、社会保険庁長官に納付しなければならない。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

(健康保険印紙の受払等の報告)

第171条 事業主は、その事業所ごとに健康保険印紙の受払及び前条第1項に規定する告知に係る保険料の納付（以下この条において「受払等」という。）に関する帳簿を備え付け、その受払等の都度、その受払等の状況を記載し、かつ、翌月末日までに、社会保険庁長官にその受払等の状況を報告しなければならない。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

2 前項の場合において、健康保険組合を設立する事業主は、併せて当該健康保険組合に同項の報告をしなければならない。

《追加》平14法102

3 前項の規定により報告を受けた健康保険組合は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年度、社会保険庁長官に当該健康保険組合を設立する事業主の前年度の受払等の報告をしなければならない。

《追加》平14法102

《改正》平18法083

(保険料の繰上徴収)

第172条 保険料は、次に掲げる場合においては、納期前であっても、すべて徴収することができる。

1. 納付義務者が、次のいずれかに該当する場合

イ 国税、地方税その他の公課の滞納によって、滞納処分を受けるとき。

ロ 強制執行を受けるとき。

- ハ 破産手続開始の決定を受けたとき。
- ニ 企業担保権の実行手続の開始があったとき。
- ホ 競売の開始があったとき。

2. 法人である納付義務者が、解散をした場合
3. 被保険者の使用される事業所が、廃止された場合

《追加》平 14 法 102

《改正》平 16 法 076

(日雇拋出金の徴収及び納付義務)

第 173 条 社会保険庁長官は、日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。第 175 条において同じ。）に充てるため、第 155 条の規定により保険料を徴収するほか、毎年度、日雇特例被保険者を使用する事業主の設立する健康保険組合（以下「日雇関係組合」という。）から拋出金を徴収する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

2 日雇関係組合は、前項に規定する拋出金（以下「日雇拋出金」という。）を納付する義務を負う。

《追加》平 14 法 102

(日雇拋出金の額)

第 174 条 前条第 1 項の規定により日雇関係組合から徴収する日雇拋出金の額は、当該年度の概算日雇拋出金の額とする。ただし、前年度の概算日雇拋出金の額が前年度の確定日雇拋出金の額を超えるときは、当該年度の概算日雇拋出金の額からその超える額を控除して得た額とするものとし、前年度の概算日雇拋出金の額が前年度の確定日雇拋出金の額に満たないときは、当該年度の概算日雇拋出金の額にその満たない額を加算して得た額とする。

《追加》平 14 法 102

(概算日雇拋出金)

第 175 条 前条の概算日雇拋出金の額は、当該年度の日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要する費用の見込額から当該年度の日雇特例被保険者に関する保険料相当額の見込額を控除した額として厚生労働省令で定めるところにより算定する額に、当該日雇関係組合を設立する事業主から前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

《追加》平 14 法 102

(確定日雇拠出金)

第 176 条 **第 174 条**の確定日雇拠出金の額は、前年度の日雇特例被保険者に係る健康保険事業に要した費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要した費用を含む。）から前年度の日雇特例被保険者に関する保険料相当額を控除した額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、当該日雇関係組合を設立する事業主から前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を前年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額とする。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

(日雇拠出金の額の算定の特例)

第 177 条 合併又は分割により成立した日雇関係組合、合併又は分割後存続する日雇関係組合及び解散をした日雇関係組合の権利義務を承継した健康保険組合に係る日雇拠出金の額の算定の特例については、高齢者の医療の確保に関する法律第 41 条に規定する前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例の例による。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(政令への委任)

第 178 条 **第 173 条**から前条までに定めるもののほか、日雇拠出金の額の決定、納付の方法、納付の期限、納付の猶予その他日雇拠出金の納付に関して必要な事項は、政令で定める。

《追加》平 14 法 102

(国民健康保険の保険者への適用)

第 179 条 **第 3 条**第 1 項第 8 号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、**第 173 条**から前条までの規定を適用する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(保険料等の督促及び滞納処分)

第 180 条 保険料その他この法律の規定による徴収金（以下「保険料等」という。）を滞納する者（以下「滞納者」という。）があるときは、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の任意継続被保険者である場合又は協会が管掌する健康保険の被保険者若しくは日雇特例被保険者であって**第 58 条**、**第 74 条**第 2

項及び第 109 条第 2 項（第 149 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による徴収金を納付しなければならない場合は協会、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合は当該健康保険組合、これら以外の場合は社会保険庁長官をいう。以下この条及び次条第 1 項において同じ。）は、期限を指定して、これを督促しなければならない。ただし、第 172 条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 前項の規定によって督促をしようとするときは、保険者等は、納付義務者に対して、督促状を発する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上を経過した日でなければならない。ただし、第 172 条各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

《追加》平 14 法 102

4 保険者等は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合には、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、区とする。第 6 項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

1. 第 1 項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないとき。
2. 第 172 条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

5 前項の規定により協会又は健康保険組合が国税滞納処分の例により処分を行う場合には、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

6 市町村は、第 4 項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分することができる。この場合においては、保険者は、徴収金の 100 分の 4 に相当する額を当該市町村に交付しなければならない。

《追加》平 14 法 102

(延滞金)

第 181 条 前条第 1 項の規定によって督促をしたときは、保険者等は、徴収金額につき年 14.6 パーセントの割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

1. 徴収金額が 1000 円未満であるとき。
2. 納期を繰り上げて徴収するとき。
3. 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によって督促をしたとき。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 前項の場合において、徴収金額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収金は、その納付のあった徴収金額を控除した金額による。

《追加》平 14 法 102

3 延滞金を計算するに当たり、徴収金額に 1000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

《追加》平 14 法 102

4 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき、又は前 3 項の規定によって計算した金額が 100 円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。

《追加》平 14 法 102

5 延滞金の金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

《追加》平 14 法 102

(協会による広報及び保険料の納付の勧奨等)

第 181 条の 2 協会は、その管掌する健康保険の事業の円滑な運営が図られるよう、当該事業の意義及び内容に関する広報を実施するとともに、保険料の納付の勧奨その他社会保険庁長官の行う保険料の徴収に係る業務に対する適切な協力を行うものとする。

《追加》平 18 法 083

(協会による保険料の徴収)

第 181 条の 3 社会保険庁長官は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、協会に保険料の滞納者に関する情報その他必要な情報を提供

するとともに、当該滞納者に係る保険料の徴収を行わせることができる。

《追加》平 18 法 083

- 2 社会保険庁長官は、前項の規定により協会に滞納者に係る保険料の徴収を行わせることとしたときは、当該滞納者に対し、協会が当該滞納者に係る保険料の徴収を行うこととなる旨その他の厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。

《追加》平 18 法 083

- 3 第 1 項の規定により協会が保険料の徴収を行う場合においては、協会を保険者等とみなして、第 180 条及び第 181 条の規定を適用する。

《追加》平 18 法 083

- 4 第 1 項の規定により協会が保険料を徴収したときは、その徴収した額に相当する額については、第 155 条の 2 の規定により、政府から協会に対し、交付されたものとみなす。

《追加》平 18 法 083

- 5 前各項に定めるもののほか、協会による保険料の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

《追加》平 18 法 083

(先取特権の順位)

第 182 条 保険料等の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(徴収に関する通則)

第 183 条 保険料等は、この法律に別段の規定があるものを除き、国税徴収の例により徴収する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

最初

第8章 健康保険組合連合会

《章追加》平 14 法 102

(設立、人格及び名称)

第 184 条 健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、健康保険組合連合会（以下「連合会」という。）を設立することができる。

《追加》平 14 法 102

- 2 連合会は、法人とする。

《追加》平 14 法 102

3 連合会は、その名称中に健康保険組合連合会という文字を用いなければならない。

《追加》平 14 法 102

4 連合会でない者は、健康保険組合連合会という名称を用いてはならない。

《追加》平 14 法 102

(設立の認可等)

第 185 条 連合会を設立しようとするときは、規約を作り、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《追加》平 14 法 102

2 連合会は、設立の認可を受けた時に成立する。

《追加》平 14 法 102

3 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため必要があると認めるときは、連合会に加入することを命ずることができる。

《追加》平 14 法 102

(規約の記載事項)

第 186 条 連合会は、規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。

1. 目的及び事業
2. 名称
3. 事務所の所在地
4. 総会に関する事項
5. 役員に関する事項
6. 会員の加入及び脱退に関する事項
7. 資産及び会計に関する事項
8. 公告に関する事項
9. 前各号に掲げる事項のほか、厚生労働省令で定める事項

《追加》平 14 法 102

(役員)

第 187 条 連合会に、役員として会長、副会長、理事及び監事を置く。

《追加》平 14 法 102

2 会長は、連合会を代表し、その業務を執行する。

《追加》平 14 法 102

3 副会長は、会長を補佐して連合会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が

欠員のときはその職務を行う。

《追加》平 14 法 102

- 4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して連合会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

《追加》平 14 法 102

- 5 監事は、連合会の業務の執行及び財産の状況を監査する。

《追加》平 14 法 102

(準用)

第 188 条 第 7 条の 38、第 7 条の 39、第 9 条第 2 項、**第 16 条**第 2 項及び第 3 項、**第 18 条**第 1 項及び第 2 項、**第 19 条**、**第 20 条**、**第 26 条**第 1 項（第 2 号に係る部分を除く。）及び第 2 項、**第 29 条**第 2 項、**第 30 条**、**第 150 条**並びに **第 195 条**の規定は、連合会について準用する。この場合において、これらの規定中「組合会」とあるのは「總會」と、第 7 条の 39 第 1 項中「厚生労働大臣は」とあるのは「厚生労働大臣は、第 188 条において準用する前条の規定により報告を徴し、又は質問し、若しくは検査した場合において」と、「定款」とあるのは「規約」と、**第 16 条**第 2 項中「前項」とあるのは「**第 186 条**」と、**第 29 条**第 2 項中「前項」とあるのは「**第 188 条**」と、「前条第 2 項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第 3 項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業」とあるのは「その事業」と読み替えるものとする。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

最初

第9章 不服申立て

《章追加》平 14 法 102

(審査請求及び再審査請求)

第 189 条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分に不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

《追加》平 14 法 102

- 2 審査請求をした日から 60 日以内に決定がないときは、審査請求人は、社会保険審査官が審査請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

《追加》平 14 法 102

3 第 1 項の審査請求及び前 2 項の再審査請求は、時効の中断に関しては、裁判上の請求とみなす。

《追加》平 14 法 102

4 被保険者の資格又は標準報酬に関する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく保険給付に関する処分についての不服の理由とすることができない。

《追加》平 14 法 102

第 190 条 保険料等の賦課若しくは徴収の処分又は **第 180 条**の規定による処分に不服がある者は、社会保険審査会に対して審査請求をすることができる。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(行政不服審査法の適用関係)

第 191 条 前 2 条の審査請求及び再審査請求については、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 2 章第 1 節、第 2 節（**第 18 条**及び**第 19 条**を除く。）及び第 5 節の規定は、適用しない。

《追加》平 14 法 102

(不服申立てと訴訟との関係)

第 192 条 **第 189 条**第 1 項又は **第 190 条**に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての再審査請求又は審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

《追加》平 14 法 102

最初

第 10 章 雑 則

《章追加》平 14 法 102

(時効)

第 193 条 保険料等を徴収し、又はその還付を受ける権利及び保険給付を受ける権利は、2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 保険料等の納入の告知又は督促は、民法（明治 29 年法律第 89 号）**第 153 条**の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(期間の計算)

第 194 条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

《追加》平 14 法 102

(印紙税の非課税)

第 195 条 健康保険に関する書類には、印紙税を課さない。

《追加》平 14 法 102

(戸籍事項の無料証明)

第 196 条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法 **第 252 条の 19** 第 1 項の指定都市にあっては、区長とする。**第 203 条**において同じ。）は、保険者又は保険給付を受けるべき者に対して、当該市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより、被保険者又は被保険者であった者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

《追加》平 14 法 102

2 前項の規定は、被扶養者に係る保険給付を行う場合においては、被扶養者又は被扶養者であった者の戸籍について準用する。

《追加》平 14 法 102

(報告等)

第 197 条 保険者（社会保険庁長官が行う第 5 条第 2 項及び第 **123 条**第 2 項に規定する業務に関しては、社会保険庁長官。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、**第 48 条**に規定する事項以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

《追加》平 14 法 102

(立入検査等)

第 198 条 厚生労働大臣又は社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員

をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

《追加》平 14 法 102

2 第 7 条の 38 第 2 項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第 3 項の規定は前項の規定による権限について準用する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(資料の提供)

第 199 条 社会保険庁長官は、被保険者の資格、標準報酬又は保険料に関し必要があると認めるときは、官公署に対し、法人の事業所の名称、所在地その他必要な資料の提供を求めることができる。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

(社会保険庁長官と協会の連携)

第 199 条の 2 社会保険庁長官及び協会は、この法律に基づく協会が管掌する健康保険の事業が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行う等、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

《全改》平 18 法 083

(共済組合に関する特例)

第 200 条 国に使用される被保険者、地方公共団体の事務所に使用される被保険者又は法人に使用される被保険者であつて共済組合の組合員であるものに対しては、この法律による保険給付は、行わない。

《追加》平 14 法 102

2 共済組合の給付の種類及び程度は、この法律の給付の種類及び程度以上であることを要する。

《追加》平 14 法 102

第 201 条 厚生労働大臣は、共済組合について、必要があると認めるときは、その事業及び財産に関する報告を徴し、又はその運営に関する指示をすることができる。

《追加》平 14 法 102

第 202 条 第 200 条第 1 項の規定により保険給付を受けない者に関しては、保険料を徴収しない。

《追加》平 14 法 102

(市町村が処理する事務等)

第 203 条 日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち社会保険庁長官が行うものの一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 協会は、市町村（特別区を含む。）に対し、政令で定めるところにより、日雇特例被保険者の保険の保険者の事務のうち協会が行うものの一部を委託することができる。

《追加》平 18 法 083

（権限の委任）

第 204 条 この法律に規定する厚生労働大臣及び社会保険庁長官の権限の一部は、政令で定めるところにより、地方社会保険事務局長に委任することができる。

《追加》平 14 法 102

2 前項の規定により地方社会保険事務局長に委任された権限の一部は、政令で定めるところにより、社会保険事務所に委任することができる。

《追加》平 14 法 102

第 205 条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 19 法 109

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

《追加》平 14 法 102

（経過措置）

第 206 条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

《追加》平 14 法 102

（実施規定）

第 207 条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

《追加》平 14 法 102

最初

《章追加》平 14 法 102

第 207 条の 2 第 7 条の 37 第 1 項（同条第 2 項及び第 22 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

第 208 条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

1. **第 48 条**（**第 168 条**第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
2. **第 49 条**第 2 項（**第 50 条**第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をしないとき。
3. **第 161 条**第 2 項又は **第 169 条**第 7 項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。
4. **第 169 条**第 2 項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は **第 171 条**第 1 項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、若しくは同項若しくは同条第 2 項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき。
5. **第 198 条**第 1 項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

第 209 条 事業主以外の者が、正当な理由がなくて **第 198 条**第 1 項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 14 法 102

第 210 条 被保険者又は被保険者であった者が、**第 60 条**第 2 項（**第 149 条**において準用する場合を含む。）

の規定により、報告を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、30万円以下の罰金に処する。

《追加》平 14 法 102

第 211 条 **第 126 条**第 1 項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 14 法 102

第 212 条 **第 126 条**第 1 項の規定に違反して、申請をせず、又は **第 169 条**第 4 項の規定に違反して、日雇特例被保険者手帳を提出しなかった者は、30 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 14 法 102

第 212 条の 2 **第 7 条の 38** 第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は **第 7 条の 39** 第 1 項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 18 法 083

第 213 条 健康保険組合又は **第 154 条**第 1 項に規定する国民健康保険の保険者である国民健康保険組合の役員、清算人又は職員が、**第 171 条**第 3 項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、50 万円以下の罰金に処する。

《追加》平 14 法 102

第 213 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

1. **第 183 条**の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）**第 141 条**の規定による徴収職員の質問（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
2. **第 183 条**の規定によりその例によるものとされる国税徴収法 **第 141 条**の規定による検査（社会保険庁に属する職員が行うものに限る。）を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若

しくは記録をした帳簿書類を提示した者

《追加》平 16 法 104

第 214 条 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して、[第 208 条](#)又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 16 法 104

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

《追加》平 16 法 104

第 215 条 医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行った者又はこれを使用する者が、[第 60 条](#)第 1 項（[第 149 条](#)において準用する場合を含む。）の規定により、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられ、正当な理由がなくてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、正当な理由がなくて答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料に処する。

《追加》平 14 法 102

第 216 条 事業主が、正当な理由がなくて [第 197 条](#)第 1 項の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、文書の提示をせず、又はこの法律の施行に必要な事務を行うことを怠ったときは、10 万円以下の過料に処する。

《追加》平 14 法 102

第 217 条 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて [第 197 条](#)第 2 項の規定に違反して、申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、10 万円以下の過料に処する。

《追加》平 14 法 102

第 217 条の 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした協会の役員は、20 万円以下の過料に処する。

1. [第 7 条の 7](#) 第 1 項の規定による政令に違反して登記することを怠ったとき。
2. [第 7 条の 27](#)、[第 7 条の 31](#) 第 1 項若しくは第 2 項又は [第 7 条の 34](#) の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。
3. [第 7 条の 28](#) 第 2 項の規定により厚生労働大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。
4. [第 7 条の 28](#) 第 4 項の規定に違反して財務諸表、事業報告書等若しくは監事及び会計監査人の意見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供しなかったとき。
5. [第 7 条の 33](#) の規定に違反して協会の業務上の余裕金を運用したとき。
6. [第 7 条の 35](#) 第 2 項又は [第 7 条の 36](#) 第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
7. [第 7 条の 35](#) 第 2 項又は [第 7 条の 36](#) 第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
8. この法律に規定する業務又は他の法律により協会が行うものとされた業務以外の業務を行ったとき。

《追加》平 18 法 083

第 218 条 健康保険組合の設立を命ぜられた事業主が、正当な理由がなく厚生労働大臣が指定する期日までに設立の認可を申請しなかったときは、その手続の遅延した期間、その負担すべき保険料額の 2 倍に相当する金額以下の過料に処する。

《追加》平 14 法 102

第 219 条 健康保険組合又は連合会が、[第 16 条](#)第 3 項（[第 188 条](#)において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、[第 29 条](#)第 1 項若しくは[第 188 条](#)において準用する[第 7 条の 38](#)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは[第 29 条](#)第 1 項若しくは[第 188 条](#)において準用する[第 7 条の 38](#)の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は[第 29 条](#)第 1 項若しくは[第 188 条](#)において準用する[第 7 条の 39](#)第 1 項の規定による命令に違反したときは、その役員を 20 万円以下の過料に処する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

第 220 条 第 7 条の 8、第 10 条第 2 項又は **第 184 条**第 4 項の規定に違反して、全国健康保険協会という名称、健康保険組合という名称又は健康保険組合連合会という名称を用いた者は、10 万円以下の過料に処する。

《追加》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

・最初・

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、大正 15 年 7 月 1 日から施行する。ただし、保険給付及び費用の負担に関する規定は、大正 16 年 1 月 1 日から施行する。

《全改》平 14 法 102

《5 条削除》平 14 法 102

(健康保険組合の財政調整)

第 2 条 健康保険組合が管掌する健康保険の医療に関する給付、保健事業及び福祉事業の実施又は健康保険組合に係る前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等、日雇拋出金若しくは介護納付金の納付に要する費用の財源の不均衡を調整するため、連合会は、政令で定めるところにより、会員である健康保険組合（以下この条において「組合」という。）に対する交付金の交付の事業を行うものとする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

2 組合は、前項の事業に要する費用に充てるため、連合会に対し、政令で定めるところにより、拋出金を拋出するものとする。

《全改》平 14 法 102

3 組合は、前項の規定による拋出金の拋出に要する費用に充てるため、調整保険料を徴収する。

《全改》平 14 法 102

4 調整保険料額は、各月につき、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ調整保険料率を乗じて得た額とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

- 5 調整保険料率は、交付金の交付に要する費用並びに組合の組合員である被保険者の数及び標準報酬を基礎として、政令で定める。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

- 6 第 7 条の 39、第 29 条第 2 項及び第 185 条第 3 項の規定は、第 1 項の事業について準用する。この場合において、第 7 条の 39 第 1 項中「事業若しくは財産」とあるのは「事業」と、「定款」とあるのは「規約」と、第 29 条第 2 項中「前項」とあるのは「附則第 2 条第 6 項」と、「とき、又は前条第 2 項の規定に違反した指定健康保険組合、同条第 3 項の求めに応じない指定健康保険組合その他政令で定める指定健康保険組合の事業若しくは財産の状況によりその事業の継続が困難であると認めるとき」とあるのは「とき」と、第 185 条第 3 項中「組合員である被保険者の共同の福祉を増進するため」とあるのは「附則第 2 条第 1 項の事業を推進するため」と読み替えるものとする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 7 第 158 条、第 159 条、第 161 条、第 162 条、第 164 条、第 165 条、第 167 条及び第 193 条の規定は、第 3 項の規定による調整保険料について準用する。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 8 一般保険料率と調整保険料率とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定は、第 160 条第 13 項において準用する同条第 8 項の規定にかかわらず、同項の認可を受けることを要しない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 9 前項の規定による決定をしたときは、当該変更後の一般保険料率を厚生労働大臣に届け出なければならない。

《全改》平 14 法 102

(特定健康保険組合)

- 第 3 条 厚生労働省令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の認可を受けた健康保険組合（以下この条において「特定健康保険組合」という。）の組合員である被保険者であった者であつて、改正法第 13 条の規定による改正前の国民健康保険法第 8 条の 2 第 1 項に規定する退職被保険者であるべきものの

うち当該特定健康保険組合の規約で定めるものは、当該特定健康保険組合に申し出て、当該特定健康保険組合の被保険者（以下この条において「特例退職被保険者」という。）となることができる。ただし、任意継続被保険者であるときは、この限りでない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

2 特例退職被保険者は、同時に 2 以上の保険者（共済組合を含む。）の被保険者となることができない。

《全改》平 14 法 102

3 特例退職被保険者は、第 1 項の申出が受理された日から、その資格を取得する。

《全改》平 14 法 102

4 特例退職被保険者の標準報酬月額については、第 41 条から第 44 条までの規定にかかわらず、当該特定健康保険組合が管掌する前年（1 月から 3 月までの標準報酬月額については、前々年。以下この項において同じ。）の 9 月 30 日における特例退職被保険者以外の全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額と前年の全被保険者の標準賞与額を平均した額の 12 分の 1 に相当する額との合算額の 2 分の 1 に相当する額の範囲内において規約で定めた額とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

5 第 104 条の規定にかかわらず、特例退職被保険者には、傷病手当金は、支給しない。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

6 特例退職被保険者は、この法律の規定（第 38 条第 2 号、第 4 号及び第 5 号を除く。）の適用については、任意継続被保険者とみなす。この場合において、同条第 1 号中「任意継続被保険者となった日から起算して 2 年を経過したとき」とあるのは「改正法第 13 条の規定による改正前の国民健康保険法第 8 条の 2 第 1 項に規定する退職被保険者であるべき者に該当しなくなったとき」と、同条第 3 号中「保険者」とあるのは「附則第 3 条第 1 項に規定する特定健康保険組合」とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

7 特例退職被保険者に対する保険給付の特例その他特例退職被保険者に関して必要な事項は、政令で定め

る。

《全改》平 14 法 102

(地域型健康保険組合)

第 3 条の 2 第 23 条第 3 項の合併により設立された健康保険組合又は合併後存続する健康保険組合のうち

次の要件のいずれにも該当する合併に係るもの（以下この条において「地域型健康保険組合」という。）

は、当該合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 5 箇年度に限り、第 160 条第 13 項において準用する同条第 1 項に規定する範囲内において、不均一の一般保険料率を決定することができる。

1. 合併前の健康保険組合の設立事業所がいずれも同一都道府県の区域にあること。
2. 当該合併が **第 28 条**第 1 項に規定する指定健康保険組合、被保険者の数が **第 11 条**第 1 項又は第 2 項の政令で定める数に満たなくなった健康保険組合その他事業運営基盤の安定が必要と認められる健康保険組合として厚生労働省令で定めるものを含むこと。

《追加》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 2 前項の一般保険料率の決定は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

《追加》平 18 法 083

- 3 地域型健康保険組合の一般保険料率の認可の手續その他地域型健康保険組合に関して必要な事項は、政令で定める。

《追加》平 18 法 083

(協会が管掌する健康保険の被保険者に係る給付の事業)

第 4 条 被保険者を使用する事業主（健康保険組合が組織されている事業所の事業主を除く。）及び当該被保

険者で組織する法人その他の政令で定めるもの（次項において「法人等」という。）であつて、政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けたもの（以下この条において「承認法人等」と

いう。）は、当該被保険者の療養に関して保険給付があつた場合において、**第 74 条**第 1 項の規定により当該被保険者が支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、当該被保険者に対し、給付をすることができる。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

- 2 前項の法人等が承認を受けようとするときは、あらかじめ、協会の同意を得なければならない。

《追加》平 18 法 083

3 承認法人等は、第1項の給付に要する費用に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、事業主又は被保険者から費用を徴収することができる。

《全改》平14法102

4 承認法人等の事業に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

《全改》平14法102

(独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構による保健事業及び福祉事業の実施)

第4条の2 政府は、**第150条**第1項又は第2項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）

の用に供していた施設のうち、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成17年法律第71号）

第3条に規定する年金福祉施設等に該当するものの運営又は管理を、当該施設が同法**第13条**第1号の規

定により譲渡され、又は廃止されるまでの間、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に行わせる

ものとする。

《追加》平17法071

《改正》平18法083

(退職者給付拠出金の経過措置)

第4条の3 国民健康保険法附則**第10条**第1項の規定により基金が同項に規定する拠出金を徴収する間、第

7条の2第3項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「並びに介護保険法」とあるのは「及び国民健

康保険法（昭和33年法律第192号）附則**第10条**第1項に規定する拠出金（以下「退職者給付拠出金」と

いう。）並びに介護保険法」と、**第151条**中「及び**第173条**の規定による拠出金」とあるのは「、**第173**

条の規定による拠出金及び退職者給付拠出金」と、**第155条**第1項中「及び後期高齢者支援金等」とある

のは「、後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、**第160条**第3項第2号中「及び後期高齢者支援

金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び退職者給付拠出金」と、同条**第14項**中「国庫補助額を控

除した額」とあるのは「国庫補助額を控除した額）並びに退職者給付拠出金の額」と、附則**第2条**第1

項中「日雇拠出金」とあるのは「日雇拠出金、退職者給付拠出金」とする。

《追加》平18法083

《改正》平18法083

(病床転換支援金の経過措置)

第4条の4 高齢者の医療の確保に関する法律附則**第2条**に規定する政令で定める日までの間、前条の規定

により読み替えられた**第7条**の2第3項中「及び国民健康保険法」とあるのは「、同法附則**第7条**第1項

に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び国民健康保険法」と、前条の規

定により読み替えられた**第151条**中「**第173条**」とあるのは「病床転換支援金等、**第173条**」と、**第153**

条第2項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）及び同法附則第7条第1項に規定する病床転換支援金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）」と、第154条第2項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金」とあるのは「、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金及び同法附則第7条第1項に規定する病床転換支援金」と、前条の規定により読み替えられた第155条第1項中「及び退職者給付拠出金」とあるのは「、病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」と、前条の規定により読み替えられた第160条第3項第2号中「及び退職者給付拠出金」とあるのは「、病床転換支援金等及び退職者給付拠出金」と、前条の規定により読み替えられた第160条第14項中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等の額及び病床転換支援金等」と、第173条第1項及び第176条中「及び後期高齢者支援金等」とあるのは「、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等」と、前条の規定により読み替えられた附則第2条第1項中「後期高齢者支援金等」とあるのは「後期高齢者支援金等、病床転換支援金等」とする。

《追加》平18法083

《改正》平18法083

（国庫補助の経過措置）

第5条 当分の間、第153条第1項中「1000分の164から1000分の200までの範囲内において政令で定める割合」とあり、及び第154条第1項中「前条第1項に規定する政令で定める割合」とあるのは「1000分の130」と、同条第2項中「同条第1項に規定する政令で定める割合」とあるのは「1000分の164」とする。

《全改》平14法102

（日本私立学校振興・共済事業団等の適用）

第6条 この法律の適用については、日本私立学校振興・共済事業団は共済組合と、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者は共済組合の組合員とみなす。

《全改》平14法102

（特定被保険者）

第7条 健康保険組合は、第156条第1項第2号及び第157条第2項の規定にかかわらず、規約で定めるところにより、介護保険第2号被保険者である被保険者以外の被保険者（介護保険第2号被保険者である被扶養者があるものに限る。以下この条及び次条において「特定被保険者」という。）に関する保険料額を

一般保険料額と介護保険料額との合算額とすることができる。

《全改》平 14 法 102

- 2 前項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者に対する第 156 条第 3 項の規定の適用については、同項中「前 2 項」とあるのは、「附則第 7 条第 1 項及び第 3 項」とする。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 14 法 102

- 3 第 156 条第 2 項の規定は、介護保険第 2 号被保険者である被扶養者（第 1 項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者の被扶養者に限る。）が介護保険第 2 号被保険者に該当しなくなった場合について準用する。

《全改》平 14 法 102

- 4 第 1 項の規定により特定被保険者に関する保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とした健康保険組合の介護保険料率の算定の特例に関して必要な事項は、政令で定める。

《全改》平 14 法 102

（承認健康保険組合）

- 第 8 条 政令で定める要件に該当するものとして厚生労働大臣の承認を受けた健康保険組合（以下この条において「承認健康保険組合」という。）は、第 156 条第 1 項第 1 号、第 157 条第 2 項、第 160 条第 16 項及び前条第 1 項の規定にかかわらず、介護保険第 2 号被保険者である被保険者（同項の規定によりその保険料額を一般保険料額と介護保険料額との合算額とされた特定被保険者を含む。第 4 項において同じ。）に関する保険料額を一般保険料額と特別介護保険料額との合算額とすることができる。

《全改》平 14 法 102

《改正》平 18 法 083

《改正》平 18 法 083

- 2 前項の特別介護保険料額の算定方法は、政令で定める基準に従い、各年度における当該承認健康保険組合の特別介護保険料額の総額と当該承認健康保険組合が納付すべき介護納付金の額とが等しくなるように規約で定めるものとする。

《全改》平 14 法 102

- 3 前項の政令は、介護保険法第 129 条第 2 項に規定する政令で定める基準を勘案して定める。

《全改》平 14 法 102

- 4 承認健康保険組合の介護保険第 2 号被保険者である被保険者に対する第 162 条の規定の適用については、

同条中「介護保険料額」とあるのは、「特別介護保険料額」とする。

《全改》平 14 法 102

《1 条削除》平 14 法 102